

## 建設業における社会保険未加入対策の主な動き

- H23.6.23 国土交通省建設産業戦略会議 「建設産業の再生と発展の方策2011」  
対策2－1 保険未加入企業の排除
- H24.1.27 中央建設業審議会・社会资本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会  
中間取りまとめ
- H24.3.16 社会保険未加入対策の説明会（主催：国土交通省 北海道建設会館 8階C会議室）  
 ① 元請、下請、労働者等の関係団体による推進協議会の設置と保険加入促進計画の策定  
 ② 行政によるチェック・指導やダンピング対策の実施  
 ③ 元請企業による下請企業への指導  
 ④ 発注者・元請・下請を挙げた法定福利費の確保
- H24.4 ④ 現場管理费率算定式の見直し(国土交通省土木工事標準積算基準書)
- H24.5.29 ① 第1回 社会保険未加入対策推進協議会 設立総会(全国 87団体)  
保険加入促進計画、申し合わせ
- H24.7.4 ③ 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン
- H24.7.23 ④ 民間発注団への要請通知「法定福利費の確保による社会保険等未加入対策の徹底について」
- H24.8.1 ① 社会保険未加入対策推進北海道地方協議会 設立総会(59団体)
- H24.10.24 ② 建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正(11/1施行)
- H24.10.31 第2回 社会保険未加入対策推進協議会（全国）  
保険加入促進計画、標準見積書案
- H24.11.1 ② 改正建設業法施行規則施行 許可更新、施工体制台帳、経営事項審査(7/1施行)
- H25.3.29 ④ 公共工事設計労務単価の改定
- H25.4.18 大臣から建設業4団体への要請  
設計労務単価の大幅な引き上げを踏まえ、適切な価格での契約、技能労働者への適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底が行われるよう、建設業界挙げてのご理解と適切な対応をお願いしたい。
- H25.4.18 ④ 社会保険未加入対策推進協議会WG 標準見積書の活用について
- H25.4.25 日建連「技能労働者の適正な賃金の確保について」決議
- H25.4.26 全建理事会「公共事業の適切な執行に関する緊急決議」
- H25.5.16 ② 低入札調査価格制度における調査基準価格の見直し
- H25.6.4 建専連総会「適正価格で工事を受・発注し、現場で働くすべての就労者が社会保険に加入するなど安心して働ける環境を整備すること」を決議
- H25.6.21 ④ 新労務単価フォローアップ相談ダイヤル 開設

- H25.7.5 社会保険未加入対策等の推進に関する説明会（主催：国土交通省 札幌第一合同庁舎）
- H25.9.26 第3回 社会保険未加入対策推進協議会（全国）標準見積書一斉活用申し合わせ
- H25.10.15 建設業における社会保険等未加入対策の徹底等について（協力依頼）（平成25年10月15日付け道内主要民間発注者団体あて北海道開発局事業振興部長通知）
- H25.10.23 「太田大臣から建設業団体トップへの直接の要請」フォローアップ会合
- H25.10.30 第2回 社会保険未加入対策推進北海道地方協議会

## 第3回 社会保険未加入対策推進協議会 議事次第

日 時：平成25年9月26日(木)13:30～15:00  
会 場：霞が関ビル33階セミナールームBC

### 1. 開会

### 2. 議事

- (1)加入促進計画のフォローアップについて
- (2)標準見積書に関する各団体の取組状況について
- (3)公共建築工事見積標準書式の改定について
- (4)標準見積書に関する今後の取組方針について
- (5)社会保険未加入問題への行政の取組について
- (6)申し合わせ案について
- (7)その他

### 3. 閉会

#### 【配布資料】

- 資料1-1 社会保険加入促進計画フォローアップアンケート
- 資料1-2 各団体における加入促進計画に基づく取組状況（概要）
- 資料2 標準見積書の登録状況及び各団体が登録した標準見積書【取扱注意】
- 資料3-1 標準見積書一斉活用開始に向けた各専門工事業団体の取組状況について
- 資料3-2 労務賃金改善推進等要綱（日本建設業連合会）
- 資料3-3 法定福利費を内訳明示した見積書の活用マニュアル（日本建設業連合会）
- 資料3-4 適正な公共事業の執行についての取組みの強化に係る進捗状況  
(全国建設業協会)
- 資料4 公共建築工事見積標準書式の改定について
- 資料5 標準見積書一斉活用開始後のスケジュール等について
- 資料6 見積書式の活用状況に関するアンケートの実施について
- 資料7 建設業における社会保険未加入問題への行政の取り組み（改訂）
- 資料8 法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等による社会保険未加入対策の更なる推進について（案）（申し合わせ）
- 参考1 社会保険等の加入徹底に向けた周知・広報（リーフレット・ポスター）
- 参考2 みんなで進める一人親方の保険加入（建設企業向け、一人親方向け）

## 法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等による 社会保険未加入対策の更なる推進について

第3回社会保険未加入対策推進協議会の開催に当たり、過去2回の本協議会における申し合わせを踏まえつつ、法定福利費の内訳明示に係る標準見積書を活用した社会保険未加入対策の更なる推進について、以下のとおり申し合わせます。

### 一．法定福利費の内訳明示に係る標準見積書を活用する趣旨

- ・ 社会保険の加入を進めるためには、保険料を払うための法定福利費を確保していくことが必要不可欠であり、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出する取組は、その第一歩として重要です。
- ・ その上で、私たち行政・元請企業・下請企業・建設労働者等の関係者は、この取組は、これで元請企業や下請企業が利益を得るような類のものでは決してなく、就労環境の改善を通じた建設労働者の確保と事業者間の公平で健全な競争環境を構築するために、保険料本人負担分とあわせて、法律上必要な費用を流すだけに過ぎないという認識を改めて共有します。

### 二．標準見積書の活用等による法定福利費の確保に向けた関係者の具体的な取組

私たち関係者は、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を下請企業から元請企業に対して提出する取組を本日から一斉に開始するため、関係者が一体となって、社会保険未加入は許さないとの固い決意をもって、以下の取組を進めます。

- ・ まず、私たち関係者は一体となって、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出する環境づくりにより積極的に取り組みます。

- ・ 元請企業は、社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインに基づく下請企業への指導を一層徹底するとともに、下請企業との契約に当たって、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう働き掛け、提出された見積書を尊重します。
- ・ 下請企業は、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を元請企業に対して提出して算定根拠を適切に説明し、適正な法定福利費が確保されるよう取り組むとともに、自社及び外注先の技能労働者を必要な保険に加入させるよう積極的に取り組みます。
- ・ 国土交通省等は、主な民間発注者団体、地方公共団体等に対し、標準見積書の活用等による法定福利費の確保を含め、社会保険未加入対策の推進に係る取組を実効あるものとするための働き掛けを積極的に展開します。

### 三．加入促進計画の着実な実行

- ・ 推進協議会に加入する私たちは、協議会に提出した各団体の加入促進計画について、今回のフォローアップ結果を踏まえつつ、着実に実行するとともに、適時必要な見直しを行います。
- ・ その際には、他の優れた取組も参考にするとともに、取組の輪を団体から会員団体や会員企業、関係する会社に広げ、さらにそのトップから担当者まで理解を深めていきます。

平成25年9月26日  
社会保険未加入対策推進協議会

北開局建産第340号  
平成25年10月15日

別記（主要民間発注者団体北海道地方組織）宛

国土交通省  
北海道開発局事業振興部長

### 建設業における社会保険等未加入対策の徹底等について（協力依頼）

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素は、北海道開発行政に御協力いただき、誠にありがとうございます。

建設産業においては、技能労働者の社会保険について法定福利費を適正に負担しない企業が存在しており、建設技能労働者の確保や公正な競争環境の確保の観点から、喫緊の課題となっています。

このため、建設産業の関係者を挙げて、建設産業における社会保険の加入の徹底に取り組んでいるところです。

去る9月26日には、建設業団体、労働組合等の建設業関連団体、国土交通省、厚生労働省、学識経験者及び主要な民間発注者の団体が参加する「社会保険未加入対策推進協議会」にて、別紙のとおり、社会保険未加入対策の更なる推進について申し合わせを行うとともに、国土交通省から主要民間発注者団体の方々に、対策の徹底等について通知を行ったところです。

こうした取組を進めるには、建設工事の発注者におかれましても、社会保険料相当額を適切に含んだ額で請負契約を締結するなど、特段の御配慮が必要不可欠です。

つきましては、傘下の会員企業、団体等の方々に、建設産業における社会保険未加入対策の趣旨を御理解いただくとともに、建設企業における法定福利費の確保に向けた取組について、特段の御配慮を賜りますよう、周知徹底していただきますようお願ひいたします。

なお、建設産業における社会保険未加入対策については、国土交通省HP（[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const Tk2\\_000064.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const Tk2_000064.html)）にて、最近の取組、周知啓発用のリーフレット等が掲示されていますので、御活用ください。

#### ＜連絡先＞

北海道開発局事業振興部建設産業課

建設業適正契約専門官 富田直樹

TEL：011-709-2311（内線5893）

(一社)北海道建築士会 会長 殿

(一社)北海道建築士事務所協会 会長 殿

(公社)日本建築積算協会 北海道支部長 殿

(公社)日本建築家協会 北海道支部長 殿

(一社)建築設備技術者協会 北海道支部長 殿

北海道電力(株) 代表取締役社長 殿

(社)日本ガス協会 北海道部会長 殿

日本チェーンストア協会 北海道支部長 殿

(一社)北海道ビルディング協会 会長 殿

(公社)北海道宅地建物取引業協会 会長 殿

(公社)全日本不動産協会 北海道本部長 殿

(一社)マンション管理業協会 北海道支部長 殿

(一社)不動産流通経営協会 北海道支部長 殿

(公社)北海道不動産鑑定士協会 会長 殿

北海道経済連合会 会長 殿

(一社)北海道商工会議所連合会 会頭 殿

(一社)北海道住宅都市開発協会 理事長 殿

国土建劳第72号  
平成25年9月26日

別記（主要民間発注者団体）宛

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長

法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等による建設業における  
社会保険等未加入対策の徹底等について

建設産業においては、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険（以下「社会保険等」という。）について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じています。

このような状況を踏まえ、建設産業の関係者を挙げて社会保険未加入問題に対する総合的な対策を進めているところであり、その趣旨は、「建設産業における社会保険加入の徹底について」（平成24年3月26日国土建第342号・国土建整第183号国土交通省土地・建設産業局長通知）等により周知を図ってきたところです。

言うまでもなく、建設産業における社会保険等への加入を徹底するためには、技能労働者を雇用している下請企業等が、保険料を払うための法定福利費を確保していくことが必要不可欠です。

このため、今般、建設業団体や労働組合等の建設業関係団体、国土交通省、厚生労働省等の関係行政機関、学識経験者等から構成される社会保険未加入対策推進協議会において、別添「法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等による社会保険未加入対策の更なる推進について」のとおり申し合わせを行い、法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等により法定福利費を確保するための取組を一斉に開始することとしたところです。

このような取組を進めるに当たっては、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額で請負契約を締結するなど建設工事の発注者における特段のご配慮が必要不可欠です。

つきましては、傘下の会員企業各位に対し、建設産業における社会保険未加入対策の趣旨を十分ご理解いただくとともに、標準見積書の活用など法定福利費の確保に向けた取組について、特段のご配慮を賜りますよう、周知徹底方よろしくお願ひいたします。

なお、建設産業における技能労働者の確保・育成にあたっては、社会保険等への加入徹底と併せて、建設業退職金共済制度の普及促進も重要であることから、本制度についても、傘下の会員企業各位にご周知頂きたく、よろしくお願ひいたします。

## ○別記(主要民間発注者団体)

一般社団法人 日本経済団体連合会 会長 殿  
日本商工会議所 会頭 殿  
公益社団法人 日本建築士会連合会 会長 殿  
一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会 会長 殿  
公益社団法人 日本建築積算協会 会長 殿  
公益社団法人 日本建築家協会 会長 殿  
一般社団法人 建築設備技術者協会 会長 殿  
一般社団法人 日本自動車工業会 会長 殿  
一般社団法人 日本電機工業会 会長 殿  
石油化学工業協会 会長 殿  
石油連盟 会長 殿  
電気事業連合会 会長 殿  
一般社団法人 日本ガス協会 会長 殿  
日本百貨店協会 会長 殿  
日本チェーンストア協会 会長 殿  
一般社団法人 日本民営鉄道協会 会長 殿  
一般社団法人 不動産協会 会長 殿  
一般社団法人 日本ビルディング協会連合会 会長 殿  
公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 会長 殿  
一般社団法人 全国住宅産業協会 会長 殿  
公益社団法人 全日本不動産協会 理事長 殿  
一般社団法人 マンション管理業協会 代表理事 殿  
一般社団法人 不動産流通経営協会 理事長 殿  
公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会 会長 殿  
一般社団法人 不動産証券化協会 会長 殿  
社団法人 大阪土地協会 理事長 殿  
一般社団法人 中部不動産協会 理事長 殿  
一般社団法人 住宅生産団体連合会 会長 殿  
社団法人 生命保険協会 会長 殿  
一般社団法人 日本損害保険協会 会長 殿

# 【参考資料】社会保険等未加入対策の全体像

(H25.10時点)



## 現 状

- 特に年金、医療、雇用保険に未加入の企業が存在

【企業別】3保険ともに加入している割合 87%

【労働者別】元請 79%、1次 55%、2次 46%、3次下請以下 48%

<H24. 10公共工事労務費調査>

## 課 題

- 技能労働者の待遇の低さが若年入職者減少の一因となり、産業の存続に不可欠な技能の承継が困難に。
- 適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利という不公正な競争環境。

## 推進協議会の設置 (第3回 H25.9実施)

### 行政による チェック・指導

<H24. 7～>

- 経営事項審査における減点幅の拡大

## 保険加入促進計画の策定

## ダンピング対策

## 総合的対策の推進

### 下請企業への指導

(下請指導ガイドライン)

<H24. 11～>

- 協力会社・施工現場に対する周知啓発や加入状況の定期把握、加入指導。
- 下請企業の選定時に、加入状況の確認・指導。遅くとも平成29年度以降は、未加入企業を下請企業に選定しない取扱いとすべき。
- 2次以下についても、確認・指導。
- 新規入場者の受け入れに際し、適切な保険に加入させるよう下請企業を指導。遅くとも平成29年度以降は、加入が確認出来ない作業員の現場入場を認めないとすべき。等

### 法定福利費の確保

(直轄工事の予定価格への反映、標準見積書の活用)

社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請企業への提出を本年9月末から一斉に開始(第3回社会保険未加入対策推進協議会(H25.9.26)において申し合わせ)

#### ＜公共(直轄)発注者＞

- ①現場管理費率式(土木)、複合単価・市場単価等(建築)の見直し(事業主負担分)及び公共工事設計労務単価の改訂(本人負担分)により、必要な法定福利費の額を予定価格に反映。

#### ＜元請企業＞

- ②発注者に対し、必要な費用を適正に考慮した金額による見積及び契約締結を行うよう要請。
- ③専門工事業者に法定福利費が内訳明示された見積書の提出を求めるとともに、提出された場合、これを尊重。

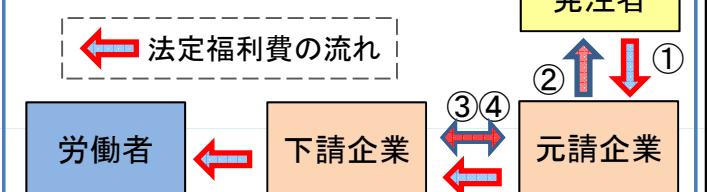
#### ＜下請企業(専門工事業者)＞

- ④法定福利費が内訳明示された標準見積書(専門工事業団体作成)を活用等して元請企業に見積提出。

#### ＜民間発注者＞

- 主要民間発注者に対し、必要以上の低価格による発注を避け、法定福利費等の必要な経費を見込んだ発注を行うこと、法定福利費が着実に確保されるよう、見積・契約等の際に配慮すること等を要請。

### (法定福利費確保のイメージ)



## 目指す姿

実施後5年(平成29年度以降)を目指し、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。

- これにより、
- 技能労働者の待遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
  - 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築
  - を実現

# 標準見積書を活用した法定福利費の確保

社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請企業への提出を本年9月末から一斉に開始(第3回社会保険未加入対策推進協議会(H25.9.26)において申し合わせ)。

## 1. 問題意識

- 技能労働者の保険加入を進めるためには、法定福利費の確保が重要。
- これまでの取引慣行では、トン単価や平米単価による見積が一般的で、法定福利費がどのようにになっているのかが下請も元請も把握できていない。
- このため、見積に当たって従来の総額単価だけではなく、その中に含まれる法定福利費を内訳として明示することで、必要な法定福利費を確保する。

## 2. 関係者の取組

### 【発注者】

- 直轄工事においては、土木工事の現場管理费率式や建築工事の複合単価・市場単価(事業主負担分)、公共工事設計労務単価(本人負担分)において、労働者全員分の社会保険料を予定価格に反映。
- 国交省や総合工事業団体から、他省庁、地方公共団体、民間発注者等に対し、法定福利費を含む適正価格での発注を要請。

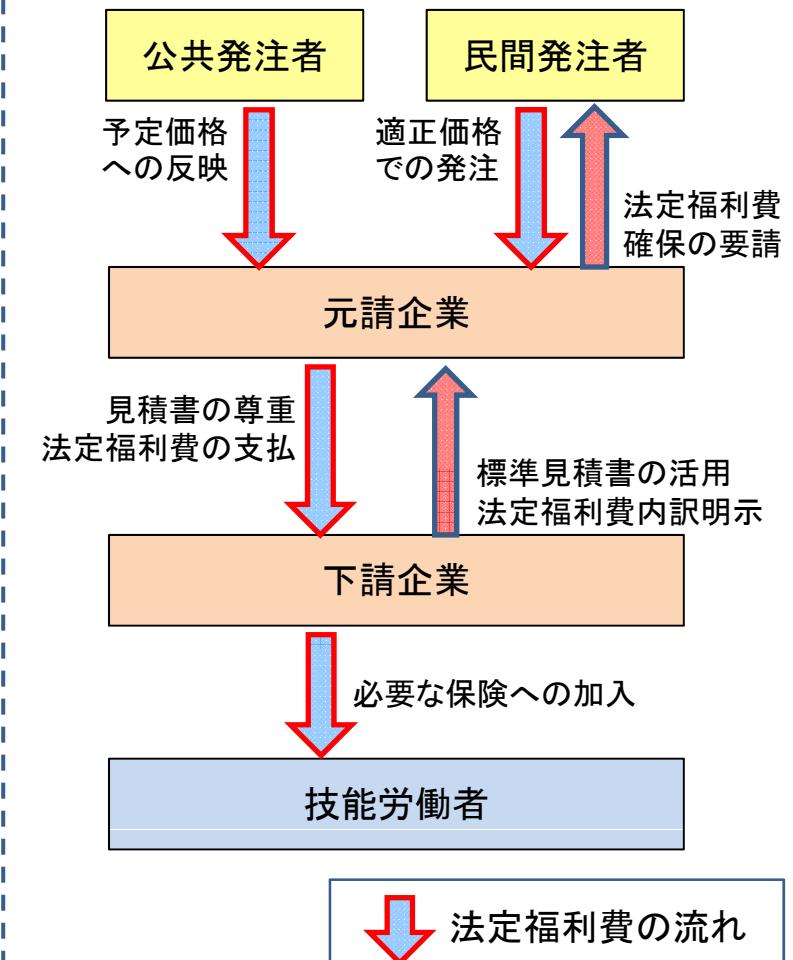
### 【元請企業】

- 専門工事業者に対し、法定福利費が内訳明示された見積書の提出を指導するとともに、提出された場合は尊重し、適切な法定福利費を支払い。

### 【下請企業】

- 標準見積書(専門工事業団体作成)の活用等により、法定福利費が内訳明示された見積書を元請企業に提出。
- 技能労働者を必要な保険に加入させる。

## イメージ



# 標準見積書の一斉活用に係る経緯・スケジュール



平成25年5月29日	・第1回推進協議会(各専門工事業団体に対し、標準見積書の作成を依頼)
10月31日	・第2回推進協議会(各専門工事業団体において作成された標準見積書を登録し、その活用について申し合わせ)
平成25年4月1日	・平成25年度公共工事設計労務単価適用(労働者全員分の社会保険料(本人負担分)を予定価格に反映)
平成25年4月18日	<ul style="list-style-type: none"><li>・第5回推進協議会WGにおいて、標準見積書の活用に向けた課題と対応（標準見積書のブラッシュアップ、周知・PRの展開、9月頃からの一斉開始等）について申し合わせ</li><li>・太田国交大臣から建設業4団体(日建連、全建、全中建、建専連)のトップに対し、適切な賃金水準の確保や社会保険の加入徹底等について要請</li></ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"><li>・全国10カ所で、建設業団体・業者、地方自治体を対象に「社会保険未加入対策の推進等に関する説明会」を開催</li><li>・日建連「法定福利を内訳明示した見積書の活用マニュアル」策定・公表(H25.7.23)</li><li>・全建「適正な公共事業の執行に関する取組強化キャンペーン」の実施を公表(H25.7.26)</li></ul>
8月中旬～9月下旬	・全ての専門工事業団体と個別面談を実施
9月26日	・第3回推進協議会(各専門工事業団体においてブラッシュアップされた標準見積書を登録し、一斉活用開始について申し合わせ)
推進協議会以降	・標準見積書の一斉活用開始
10月1日	<ul style="list-style-type: none"><li>・官庁営繕事業において、本来負担すべき法定福利費(事業主負担分)相当額を予定価格に反映(1.5%上昇)</li><li>・公共建築工事見積標準書式において、法定福利費事業主負担分の項目を追加・適用</li></ul>
10月中旬目途	<ul style="list-style-type: none"><li>・標準見積書の活用状況に関するアンケート(元請企業向け、下請企業向け)を配布・公表</li><li>・各団体に設置された相談窓口等を通して国土交通省にて、隨時、現場における意見を集約</li></ul>
11月末	・標準見積書の活用状況に関するアンケート提出〆切、取りまとめ
12月中旬目途	・第7回推進協議会WGの開催(活用状況を踏まえた今後の課題と対応を検討)

## 法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等による社会保険未加入対策の更なる推進について

第3回社会保険未加入対策推進協議会の開催に当たり、過去2回の本協議会における申し合わせを踏まえつつ、法定福利費の内訳明示に係る標準見積書を活用した社会保険未加入対策の更なる推進について、以下のとおり申し合わせます。

### 一. 法定福利費の内訳明示に係る標準見積書を活用する趣旨

- ・社会保険の加入を進めるためには、保険料を払うための法定福利費を確保していくことが必要不可欠であり、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出する取組は、その第一歩として重要です。
- ・その上で、私たち行政・元請企業・下請企業・建設労働者等の関係者は、この取組は、これで元請企業や下請企業が利益を得るような類のものでは決してなく、就労環境の改善を通じた建設労働者の確保と事業者間の公平で健全な競争環境を構築するために、保険料本人負担分とあわせて、法律上必要な費用を流すだけに過ぎないという認識を改めて共有します。

### 二. 標準見積書の活用等による法定福利費の確保に向けた関係者の具体的な取組

私たち関係者は、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を下請企業から元請企業に対して提出する取組を本日から一斉に開始するため、関係者が一体となって、社会保険未加入は許さないとの固い決意をもって、以下の取組を進めます。

- ・まず、私たち関係者は一体となって、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出する環境づくりにより積極的に取り組みます。
- ・元請企業は、社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインに基づく下請企業への指導を一層徹底するとともに、下請企業との契約に当たって、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう働き掛け、提出された見積書を尊重します。
- ・下請企業は、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を元請企業に対して提出して算定根拠を適切に説明し、適正な法定福利費が確保されるよう取り組むとともに、自社及び外注先の技能労働者を必要な保険に加入させるよう積極的に取り組みます。
- ・国土交通省等は、主な民間発注者団体、地方公共団体等に対し、標準見積書の活用等による法定福利費の確保を含め、社会保険未加入対策の推進に係る取組を実効あるものとするための働き掛けを積極的に展開します。

### 三. 加入促進計画の着実な実行

(略)

平成25年9月26日  
社会保険未加入対策推進協議会

# (サンプル)標準見積書の作成例

<u>御見積書(例)</u>																																																																																																
<p><u>◇◇◇株式会社 殿</u></p> <p style="text-align: right;">住所 × × ○○ 株式会社</p>																																																																																																
<p>見積金額 <u>L</u> (消費税込)</p>																																																																																																
<p>(内訳)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>数量</th> <th>歩掛</th> <th>単価</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">○○○工事</td> <td>材料費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>労務費(法定福利費を除く)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>経費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>D=A+B+C</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td>I</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="background-color: #f0f0f0;">法定福利費</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">法定福利費事業主負担額</td> <td>対象金額</td> <td>料率</td> <td colspan="2">金額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">雇用保険料</td> <td>B</td> <td>1.050% p</td> <td colspan="2">E=B × p</td> </tr> <tr> <td colspan="2">健康保険料(※1)</td> <td>B</td> <td>4.985% q</td> <td colspan="2">F=B × q</td> </tr> <tr> <td colspan="2">介護保険料(※2)</td> <td>B</td> <td>0.405% r</td> <td colspan="2">G=B × r</td> </tr> <tr> <td colspan="2">厚生年金保険料 (児童手当拠出金含む)</td> <td>B</td> <td>8.710% s</td> <td colspan="2">H=B × s</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>B</td> <td>15.150% t</td> <td colspan="2">I=B × t</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: left; padding-left: 20px;">※1 協会けんぽ東京支部 加入の場合</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: left; padding-left: 20px;">※2 介護保険加入割合を52.3%(協会けんぽ H23事業年報より)と仮定</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="padding: 10px;"> <p>小計 <u>J=D+I</u></p> <p>消費税等 <u>K=J × 5%</u></p> <p>合計 <u>L=J+K</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>					項目		数量	歩掛	単価	金額	○○○工事	材料費				A	労務費(法定福利費を除く)				B	経費				C	小計				D=A+B+C						I	法定福利費						法定福利費事業主負担額		対象金額	料率	金額		雇用保険料		B	1.050% p	E=B × p		健康保険料(※1)		B	4.985% q	F=B × q		介護保険料(※2)		B	0.405% r	G=B × r		厚生年金保険料 (児童手当拠出金含む)		B	8.710% s	H=B × s		合計		B	15.150% t	I=B × t		※1 協会けんぽ東京支部 加入の場合						※2 介護保険加入割合を52.3%(協会けんぽ H23事業年報より)と仮定						<p>小計 <u>J=D+I</u></p> <p>消費税等 <u>K=J × 5%</u></p> <p>合計 <u>L=J+K</u></p>				
項目		数量	歩掛	単価	金額																																																																																											
○○○工事	材料費				A																																																																																											
	労務費(法定福利費を除く)				B																																																																																											
	経費				C																																																																																											
	小計				D=A+B+C																																																																																											
					I																																																																																											
法定福利費																																																																																																
法定福利費事業主負担額		対象金額	料率	金額																																																																																												
雇用保険料		B	1.050% p	E=B × p																																																																																												
健康保険料(※1)		B	4.985% q	F=B × q																																																																																												
介護保険料(※2)		B	0.405% r	G=B × r																																																																																												
厚生年金保険料 (児童手当拠出金含む)		B	8.710% s	H=B × s																																																																																												
合計		B	15.150% t	I=B × t																																																																																												
※1 協会けんぽ東京支部 加入の場合																																																																																																
※2 介護保険加入割合を52.3%(協会けんぽ H23事業年報より)と仮定																																																																																																
<p>小計 <u>J=D+I</u></p> <p>消費税等 <u>K=J × 5%</u></p> <p>合計 <u>L=J+K</u></p>																																																																																																

## 標準見積書作成手順

[基本的な法定福利費算出方法の場合]

$$= \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$$

### [算出手順例]

1. 労務費総額(B)を各個社・業界の実情に合わせた方法で算出。
2. 算出した労務費総額(B)に対して、法定で定められた保険料率を乗じて各保険の概算保険料を算出(E, F, G, H)。※例は協会けんぽ東京支部の事例。

※介護保険料については、事業主負担相当の保険料率(保険料率の2分の1)に被保険者となる40歳以上64歳以下の割合(52.3%、協会けんぽの場合)を乗じた比率とする

$$\text{介護保険料率の算式} = 1.55\%/2 \times 52.3\% = 0.405\%(r)$$

3. 各保険の概算保険料を合計し、内訳明示する概算保険料総額を算出( $I = E+F+G+H$  または  $B \times t$ )
4. 小計額(J)を算出。
5. 消費税(K)を算出。
6. 合計(L)を算出し、見積金額として計上。

## 賃金水準確保対策 —きめ細かな実態調査の中間的なとりまとめ結果等—

国土交通省 土地・建設産業局

H25.10.23 「適切な賃金水準の確保」  
に関する太田大臣からの建設業団体への  
要請 フォローアップ会合資料（抄）

# 技能労働者の処遇改善に向けた取組

## 技能労働者への適切な賃金水準の確保について(平成25年3月29日付け国土入企第36号)

- 平成25年度の公共工事設計労務単価の大幅な引き上げ(前年度比 全国平均約15%, 被災三県約21%)を受け、建設業団体、公共発注者及び主要な民間発注者に対し、技能労働者の適切な賃金水準の確保等や社会保険への加入の徹底等を要請

### 国土交通省と建設業4団体との会合（4月18日）

#### 出席者

【国土交通省側】太田国土交通大臣、鶴保国土交通副大臣、松下国土交通政務官 他

【建設業団体側】日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会



#### 大臣発言のポイント

- 設計労務単価の大幅な引き上げを踏まえ、適切な価格での契約、技能労働者への適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等が行われるよう、建設業界挙げてのご理解と適切な対応をお願いしたい。

### 建設業団体の対応状況(抄)

#### 日本建設業連合会

- 4月25日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(理事会)
- 7月18日 下請企業に対して、労務賃金の改善の要請、労務賃金の状況調査の実施などを決定(理事会)  
→ 7月26日 中村会長が太田大臣に報告

#### 全国建設業協会

- 4月26日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(理事会)
- 7月26日 適正な公共事業の執行についての取組の強化等を決定(理事会)

#### 全国中小建設業協会

- 5月29日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(理事会)
- 8月12日 更なる周知徹底、市町村の現状把握等を決定(正副会長会議)

#### 建設産業専門団体連合会

- 6月4日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(通常総会)

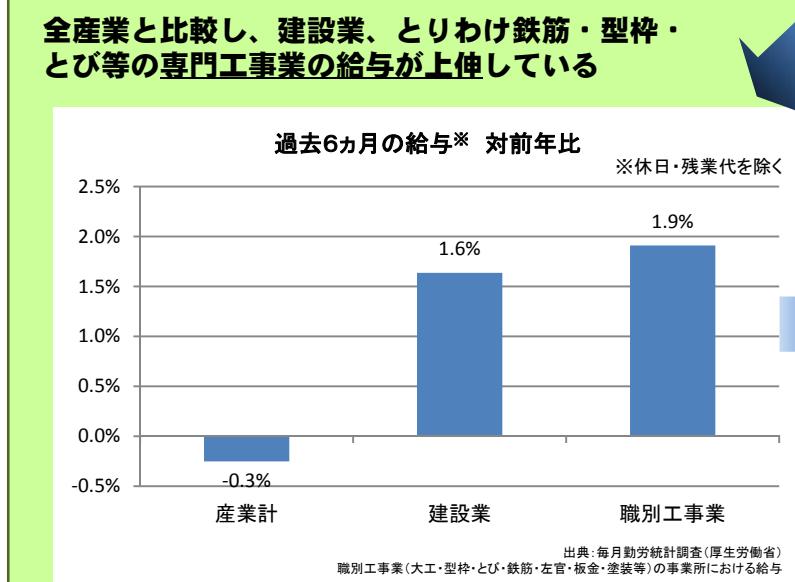
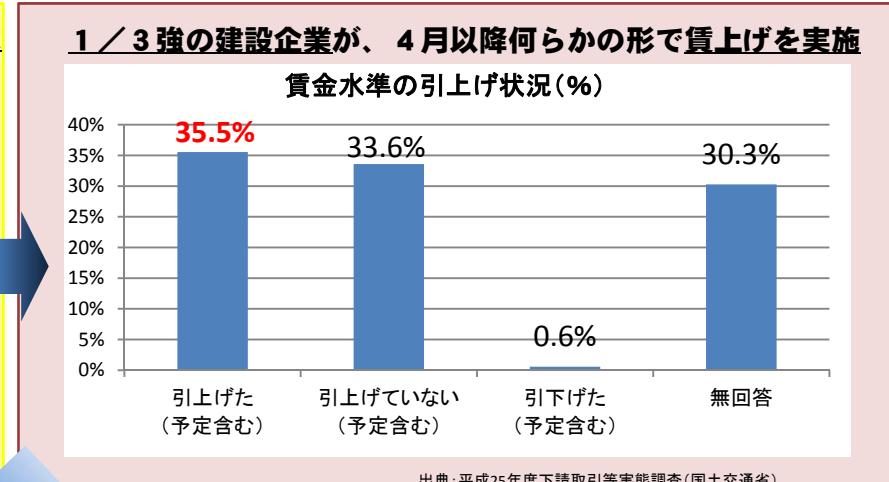
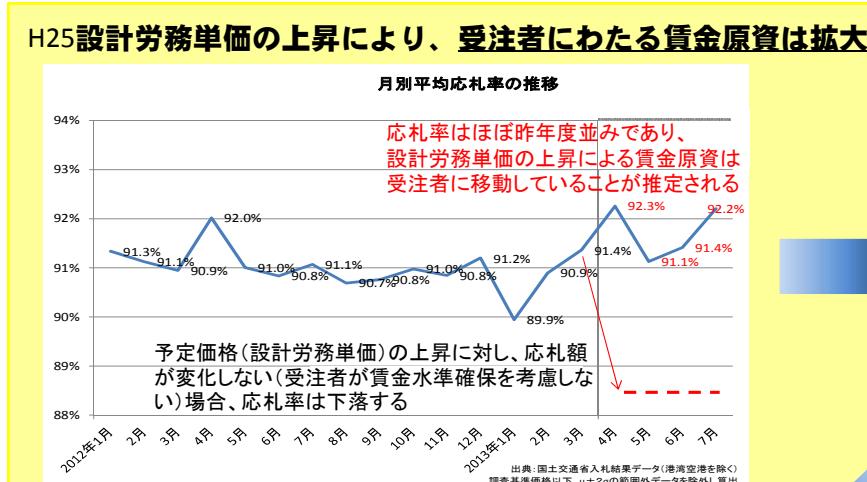
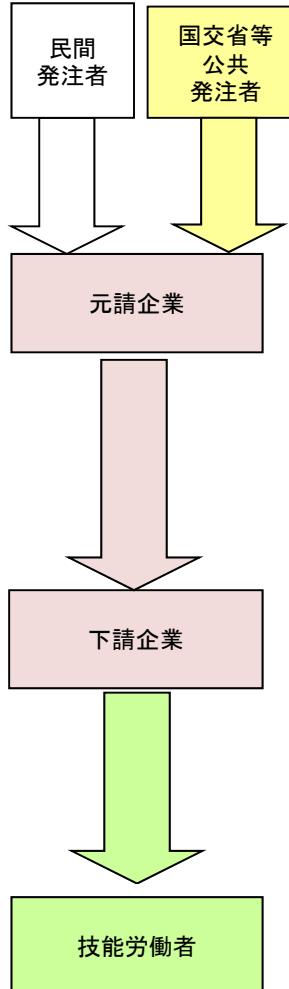
「太田国土交通大臣から建設業団体トップへの直接の要請」フォローアップ会合(本日10月23日)

# 技能労働者の賃金水準確保の現状

—きめ細かな実態調査の中間的とりまとめ結果—



- 発注者→受注者 : 設計労務単価の上昇(前年度比全国平均約15%、被災三県約21%)により、公共発注者から受注者にわたる賃金原資は拡大
- 建設企業 : 賃金水準の引上げは道半ば(1／3強の企業が4月以降何らかの形で賃金水準を引上げ(予定を含む))、今後の拡大に期待
- 技能労働者 : 技能労働者数は横ばいから減少傾向にあり、今後も注視が必要

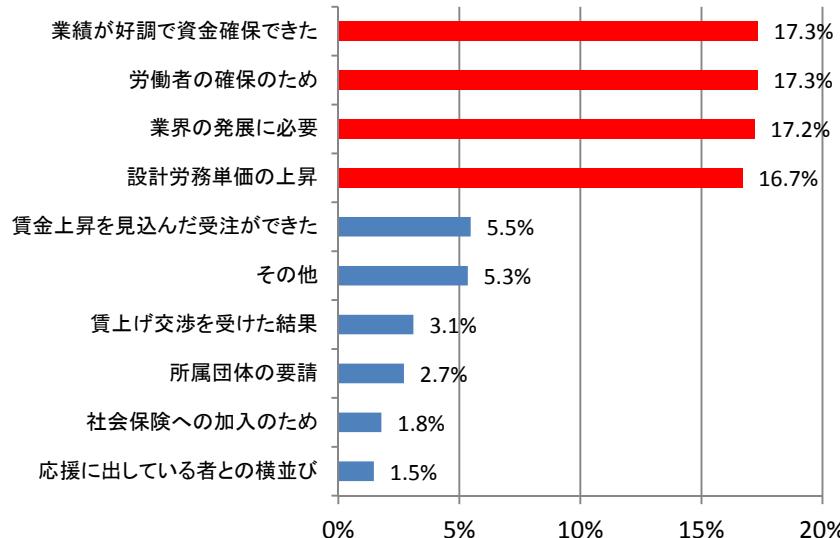


# 技能労働者の賃金水準確保の課題と今後

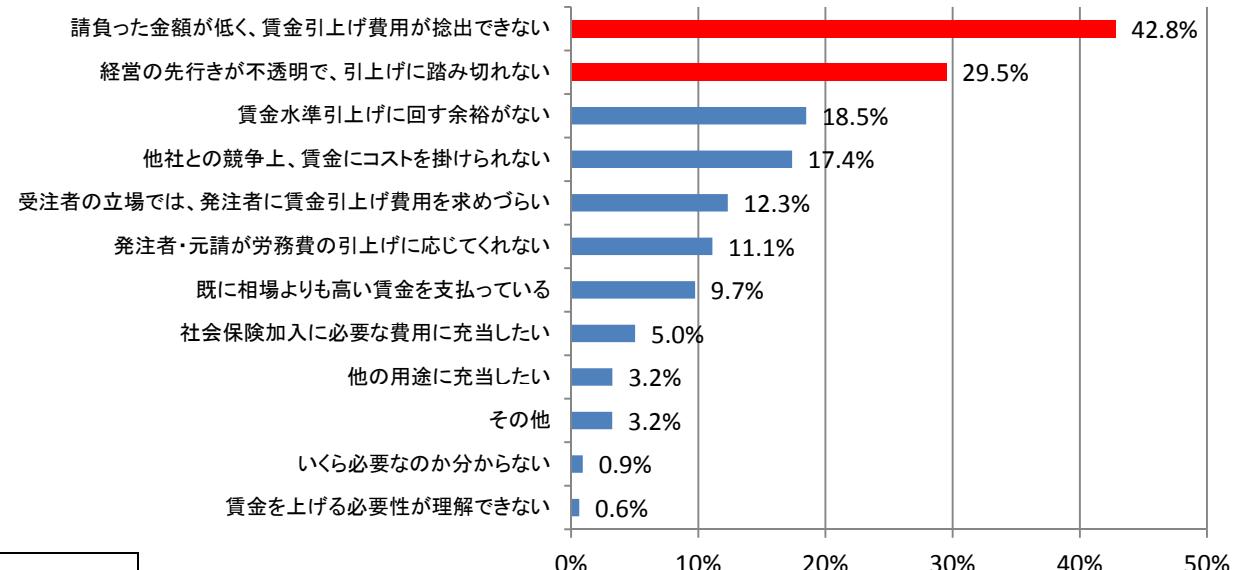
平成25年度下請取引等実態調査(本年6月末までの状況を調査。約1万4千社から回答)における、「技能労働者の賃金水準」に係る調査項目(約1万社から回答)を集計した。

- 賃金水準を引上げた理由として、人手不足に由来する「労働力確保のため」と並び、「業界の発展に必要」や「設計労務単価の上昇」が挙げられており、これまでの賃金水準の確保の取組が一定程度の成果を上げつつあると考えられる
- 賃金水準の確保の取組の認知と賃金水準引上げに正の相関があることから、取組の周知徹底を図ることが重要である
- 適切な賃金水準確保が可能な請負金額の徹底と、先行きの不透明感の払拭により、賃金水準引上げの障害を取り除く必要がある

賃金水準を引上げた理由(複数回答)



賃金水準を引上げられない理由(複数回答)



		4月以降技能労働者の給料を引上げたか				
		給料を引上げた	引上げていない	引下げた	無回答	総計
み確を切に知つてす金の取組の	知っている(74.8%)	52.6%	40.1%	0.4%	6.9%	100.0%
	知らない(11.4%)	35.2%	59.3%	1.4%	4.1%	100.0%
	その他・無回答(13.8%)	12.9%	17.2%	0.6%	69.3%	100.0%

賃金水準確保に関する取組みを知っている企業の給与引き上げに関する行動

## 今後の取り組みの方向性

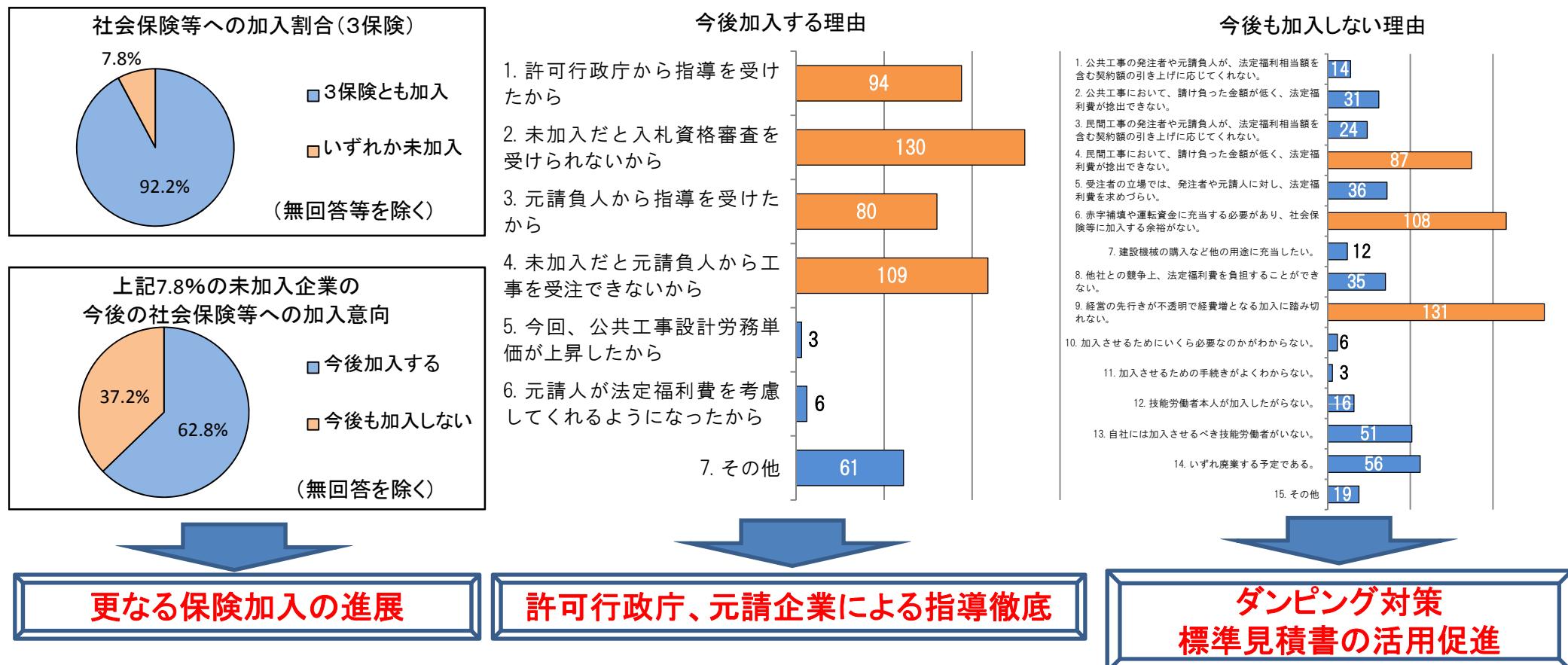
建設産業の担い手確保のため、

- 技術労働者の適切な賃金水準の確保のための取組の更なる周知徹底
- ダンピング対策の更なる実施
- インフラの整備・維持について、将来が見通せるよう計画的・安定的に行うことの提示等の取組が必要。

# 社会保険未加入対策の課題と今後

平成25年度下請取引等実態調査における、「社会保険の加入状況」に係る調査項目(約1万2千社から回答)を集計した。

- 3保険(年金保険、健康保険、雇用保険)全てに加入している企業の割合は92.2%。残りの7.8%の未加入企業についても62.8%が今後加入予定としており、更なる保険加入の進展が期待。
- 未加入企業が「今後加入する理由」として、許可行政庁や元請企業からの指導が多く挙げられていることから、引き続き、許可行政庁による建設業許可・更新時、経営事項審査時の加入指導や、元請企業による下請指導ガイドラインに基づく下請指導等の取組の更なる徹底が重要。
- 未加入企業が「今後加入しない理由」として、請負金額の低さ等により法定福利費が確保できないことが多く挙げられていることから、引き続き、ダンピング対策や、業界全体での標準見積書の活用推進等の取組を徹底することが重要。



- 建設業では必要な人材を確保し、健全な競争環境を構築するため、平成24年度から、行政も建設業界も挙げて社会保険未加入対策に取り組んでいます。
- 社会保険等未加入は業界の構造的な問題であることから、総合的に対策を進めています。
  - ① 元請、下請、労働者等の関係団体による推進協議会の設置と保険加入促進計画の策定
  - ② 行政によるチェック・指導やダンピング対策の実施
  - ③ 元請企業による下請企業への指導
  - ④ 発注者・元請・下請を挙げた法定福利費の確保

総合的対策の推進	推進協議会の設置	保険加入促進計画の策定	ダンピング対策
	行政による チェック・指導	<H24. 7～> ○経営事項審査における減 点幅の拡大	<H24. 11～> ○許可時・経審時に加入状況を確認・指導 ○立入検査時には、加入状況に加え、元請企業の下請企業への指導状況を確認・指導 ○指導に従わず未加入の企業は、保険担当部局への通報や監督処分の対象に
下請企業への指導 (下請指導ガイドライン)	法定福利費の確保(直轄工事の予定価格への反映、標準見積書の活用)		
<p>&lt;H24. 11～&gt;</p> <p>○協力会社・施工現場に対する周知啓発や加入状況の定期把握、加入指導。</p> <p>○下請企業の選定時に、加入状況の確認・指導。遅くとも平成29年度以降は、<u>未加入企業を下請企業に選定しない取扱い</u>とすべき。</p> <p>○2次以下についても、確認・指導。</p> <p>○新規入場者の受け入れに際し、適切な保険に加入させるよう下請企業を指導。遅くとも平成29年度以降は、加入が<u>確認出来ない作業員の現場入場を認めない</u>取扱いとすべき。等</p>	<p><b>社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請企業への提出を本年9月末から一斉に開始(第3回社会保険未加入対策推進協議会(H25.9.26)において申し合わせ)</b></p> <p><b>&lt;公共(直轄)発注者&gt;</b></p> <p>① 現場管理費率式(土木)、複合単価・市場単価等(建築)の見直し(事業主負担分)及び公共工事設計労務単価の改訂(本人負担分)により、必要な法定福利費の額を予定価格に反映。</p> <p><b>&lt;元請企業&gt;</b></p> <p>② 発注者に対し、<u>必要な費用を適正に考慮した金額</u>による見積及び契約締結を行うよう要請。</p> <p>③ 専門工事業者に法定福利費が内訳明示された見積書の提出を求めるとともに、提出された場合、これを尊重。</p> <p><b>&lt;下請企業(専門工事業者)&gt;</b></p> <p>④ 法定福利費が内訳明示された標準見積書(専門工事業団体作成)を活用等して元請企業に見積提出。</p>	<p><b>&lt;民間発注者&gt;</b></p> <p>○ 主要民間発注者に対し、必要以上の低価格による発注を避け、法定福利費等の必要な経費を見込んだ発注を行うこと、法定福利費が着実に確保されるよう、見積・契約等の際に配慮すること等を要請。</p>	<p><b>(法定福利費確保のイメージ)</b></p>

# 標準見積書の一斉活用等に係る経緯と今後の取組



平成24年5月29日	・第1回推進協議会(各専門工事業団体に対し、標準見積書の作成を依頼)
10月31日	・第2回推進協議会(各専門工事業団体において作成された標準見積書を登録し、その活用について申し合わせ)
平成25年4月1日	・平成25年度公共工事設計労務単価適用(労働者全員分の社会保険料(本人負担分)を予定価格に反映)
平成25年4月18日	・太田国土交通大臣から建設業団体(日建連、全建、全中建、建専連)のトップに対し、適切な賃金水準の確保や社会保険の加入徹底等について直接要請
同上	・第4回推進協議会WGにおいて、標準見積書の活用に向けた課題と対応（標準見積書のブラッシュアップ、周知・PRの展開、9月頃からの一斉開始等）について申し合わせ
7月	・全国10カ所で、建設業団体・業者、地方自治体を対象に「社会保険未加入対策の推進等に関する説明会」を開催 ・日建連「法定福利費を内訳明示した見積書の活用マニュアル」策定・公表(H25.7.23) ・全建「適正な公共事業の執行に関する取組強化キャンペーン」の実施を公表(H25.7.26)
7月中旬～9月上旬	・全ての専門工事業団体と個別面談を実施
9月26日	・第3回推進協議会(各専門工事業団体においてブラッシュアップされた標準見積書を登録し、一斉活用開始について申し合わせ) ・各省庁、公共法人等、都道府県、政令指定都市、主要民間発注者団体、建設業団体に対し同日付で通知発出
推進協議会以降	・標準見積書の一斉活用開始
10月1日	・官庁営繕事業において、本来負担すべき法定福利費(事業主負担分)相当額を予定価格に反映(1.5%上昇) ・公共建築工事見積標準書式において、法定福利費事業主負担分の項目を追加・適用
10月23日	・「太田国土交通大臣から建設業団体のトップへの直接の要請」フォローアップ会合
10月中目途	・標準見積書の活用状況に関するアンケート(元請企業向け、下請企業向け)を配布・公表 ・各団体に設置された相談窓口等を通して国土交通省にて、隨時、現場における意見を集約
11月末	・標準見積書の活用状況に関するアンケート提出〆切、取りまとめ
12月中旬目途	・第7回推進協議会WGの開催(活用状況を踏まえた今後の課題と対応を検討)

# 新労務単価フォローアップ相談ダイヤルの受付状況(9月末現在)

国土交通省

## 受付件数

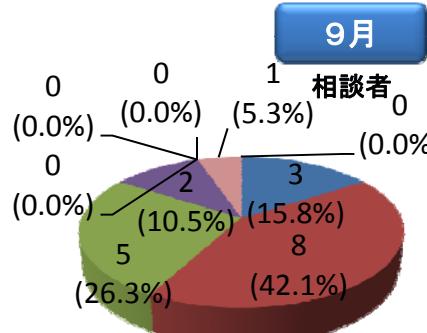
- 9月末日現在、19件。  
(前月までの累計、56件。)

北海道 ブロック	東北 ブロック	関東 ブロック	北陸 ブロック	中部 ブロック	近畿 ブロック	中国 ブロック	四国 ブロック	九州 ブロック	沖縄 ブロック
1(3)	1(1)	11(24)	0(1)	0(11)	1(8)	0(3)	0(1)	5(3)	0(1)

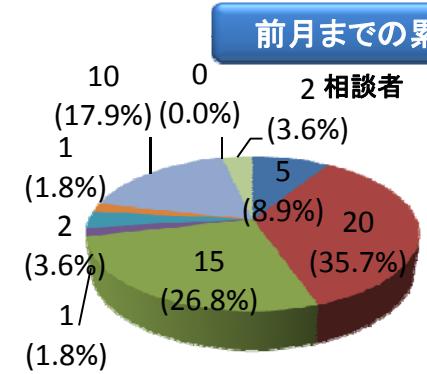
※( )は、前月までの累計

## 相談者の属性

- 相談者は、元請建設業者が8件と  
最も多かった。  
(前月までの累計は、元請建設業  
者が20件と最も多かった。)



■ 発注者  
■ 元請建設業者  
■ 下請建設業者  
■ 技能労働者  
■ 組合  
■ 設計業者  
■ 警備業者  
■ 金属加工業者  
■ 不明



■ 発注者  
■ 元請建設業者  
■ 下請建設業者  
■ 技能労働者  
■ 組合  
■ 設計業者  
■ 警備業者  
■ 金属加工業者  
■ 不明

## 9月の相談内容

### <主な相談内容>

#### (発注者)

- ・民間工事を発注するに当たり、公共工事にならって法定福利費を適正に確保した上で労務費を積算したいので、新労務単価に含まれる法定福利費は総額でいくら計上されているのか内訳を知りたい。

#### (元請)

- ・公共発注者が5%の歩切りをしており、ひどい時は15%程だった。歩切りをなくすように指導してもらいたい。そちらの問題の解決が先である。
- ・元請が下請との契約において新労務単価で契約した場合には、平成25年4月1日以前の契約であっても公共工事の発注者については、契約の見直しに対応してもらいたい。
- ・東北3県以外のその他の県においても、労務単価の上昇はこれまでにない上昇である。発注者については、積極的に変更協議に応じて頂きたい。

#### (下請)

- ・公共工事ばかり労務単価が上がって、民間工事は上がっていない。民間工事も公共工事並みにスピード感を持ってやって頂きたい。
- ・公共工事設計労務単価を上げたとのことだが、下請まで回ってこない。労務単価を引き上げても実感できない。

発注者 に関する相談	6(15)
元請 に関する相談	3( 5)
下請 に関する相談	1( 0)
行政 に関する意見	3(10)
新労務単価等 に関する照会	5(24)
その他	1( 2)

※( )は、前月までの累計

## 建設業許可部局による社会保険加入指導状況及び厚生労働省保険担当部局への通報状況(6月末現在)

整備局等 管 内	1回目指導 (平成24年11月～平成25年6月まで)							2回目指導 (平成24年11月～平成25年6月まで)							通報 (平成24年11月～ 平成25年6月まで)	
	申請等 件数 (a)	指導 件数 (b)	指導率 (b)/(a)	報告 件数 (c)	報告率 (c)/(b)	加入 件数 (d)	加入率 (d)/(b)	指導 件数 (e)	2回目指導／ 1回目指導 (e)/(b)	報告 件数 (f)	報告率 (f)/(e)	加入 件数 (g)	加入率 (g)/(e)	通報 件数 (h)	通報率 (h)/(b)	
北海道	3,987	443	(11.1%)	57	(12.9%)	39	(8.8%)	106	(23.9%)	21	(19.8%)	10	(9.4%)	5	(1.1%)	
東北	9,083	881	(9.7%)	159	(18.0%)	156	(17.7%)	191	(21.7%)	36	(18.8%)	31	(16.2%)	21	(2.4%)	
関東	32,568	6,826	(21.0%)	884	(13.0%)	742	(10.9%)	1,695	(24.8%)	283	(16.7%)	242	(14.3%)	0	(0.0%)	
北陸	5,373	308	(5.7%)	61	(19.8%)	55	(17.9%)	83	(26.9%)	10	(12.0%)	10	(12.0%)	0	(0.0%)	
中部	12,716	1,610	(12.7%)	194	(12.0%)	174	(10.8%)	320	(19.9%)	62	(19.4%)	45	(14.1%)	133	(8.3%)	
近畿	23,805	2,361	(9.9%)	359	(15.2%)	332	(14.1%)	560	(23.7%)	84	(15.0%)	78	(13.9%)	2	(0.1%)	
中国	7,819	389	(5.0%)	44	(11.3%)	41	(10.5%)	72	(18.5%)	13	(18.1%)	12	(16.7%)	0	(0.0%)	
四国	5,133	236	(4.6%)	78	(33.1%)	63	(26.7%)	34	(14.4%)	15	(44.1%)	14	(41.2%)	0	(0.0%)	
九州	17,210	1,019	(5.9%)	200	(19.6%)	196	(19.2%)	241	(23.7%)	34	(14.1%)	39	(16.2%)	17	(1.7%)	
沖縄	934	6	(0.6%)	1	(16.7%)	1	(16.7%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	
合計	118,628	14,079	(11.9%)	2,037	(14.5%)	1,799	(12.8%)	3,302	(23.5%)	558	(16.9%)	481	(14.6%)	178	(1.3%)	

注1) 原則として、1回目指導は、4ヶ月以内、2回目指導は、2ヶ月以内の報告を求ることとなっている。

注2) 建設業許可部局が行った加入指導に対する加入件数は、上記のとおり、各指導に対し、報告までに原則4ヶ月（1回目指導）、2ヶ月（2回目指導）の期間猶予（タイムラグ）があるため、今後、指導に対する加入件数の増加等の変動が見込まれる。

注3) 「通報件数」とは、建設業許可部局が行った、原則2回の社会保険等加入指導に従わなかった建設業者を厚生労働省の保険担当部局に通知した件数。

## 加速化に向けた新たな取組(案)

引き続き、

- 今後の労務単価にも的確に反映できるような現場技能労働者の賃金水準のきめ細かな実態調査

- 新労務単価フォローアップ相談ダイヤルの活用促進

等を実施するほか、

今後、新たに、

- 新労務単価の対象となっている直轄工事(11月以降の契約工事)の現場において、適切な賃金水準の確保や社会保険への加入徹底を図るため、発注者から元請企業に対して周知ポスターの掲示の要請  
【別添ポスター参照】

- 第3回社会保険未加入対策推進協議会申し合わせ(9月26日)に基づく標準見積書の一斉活用状況に関するフォローアップ調査の実施

- 国土交通省HPトップページに新たなバナーを設置し、賃金水準確保・社会保険未加入対策等の取組を広く周知するとともに、建設業4団体のHPと相互リンク化

- 他の公共発注者に対して新労務単価が適用されている工事現場における周知ポスターの掲示を要請するなど、現場レベルでの更なる周知徹底

等を実施する。

# この現場は、新労務単価の対象です！

行政と建設業界は今、この新労務単価の引き上げが、現場の職人さんの

- ・適切な賃金水準
  - ・社会保険への加入の徹底
- に結びつくよう、一丸となって取り組んでいます。



若者にとって魅力ある業界であるために。  
真面目に働く職人が報われるために。

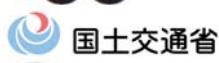
新労務単価フォローアップ相談ダイヤル

主に大臣許可業者が関連する、新労務単価の対象となる請負契約にかかる情報その他の関連情報を受け付けています。

**TEL.**  **0570-004976**  
マル マル ヨ ク ナ ロウ

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

**受付時間** 10:00—12:00 13:30—17:00  
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)



## 北海道

**賃金水準の確保及び社会保険等加入に係る実態調査の概要について  
(建設部、農政部、水産林務部)**

**1 経過**

国土交通省では、工事の積算に用いるための「公共工事設計労務単価」を平成25年3月29日に決定し、道においても、この労務単価を積算に用いる単価として平成25年4月1日に決定したところです。

今回の労務単価の大幅な上昇は、技能労働者の減少等に伴う労働需給のひっ迫傾向を適切に反映させるとともに、社会保険等への加入の徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を適切に反映させ設定されたものです。

こうした状況を踏まえ、北海道が発注している工事等を受注（託）されている方の現場技能労働者の賃金及び社会保険等への加入状況について、実態を把握するため調査を実施しました。

**2 調査対象及び回答件数**

- (1) 平成25年4月から6月までの間に契約した工事の受注者及びその下請負人
- (2) 平成25年度の道路及び河川等維持管理業務の実施者

元請			下請			合計		
対象件数	回答件数	回答率	対象件数	回答件数	回答率	対象件数	回答件数	回答率
1,255	1,197	95.4%	2,081	1,820	87.5%	3,336	3,017	90.4%

**3 調査結果****社会保険等への加入状況**

- ・ 雇用保険に加入と回答 2,985社 (98.9%)
- ・ 健康保険に加入と回答 2,736社 (90.7%)
- ・ 年金保険に加入と回答 2,842社 (94.1%)

## 技能労働者の賃金水準確保及び社会保険等加入に係る調査(とりまとめ) < 発注3部 >

### B 社会保険等への加入状況についての設問

【3部】

**【設問】**

B-1

社会保険等((a)雇用保険、(b)健康保険、(c)年金保険)の企業における現在の加入状況について、それぞれ該当する番号1つに○印を記入してください。

<回答>

		回答数	回答率
(a)雇用保険		計	3,017 99.9%
1 加入している		2,985	98.9%
2 加入していない		6	0.2%
3 適用除外		16	0.5%
その他(未記載)		10	0.3%
(b)健康保険		計	3,017 100.0%
1 加入している		2,736	90.7%
2 加入していない		96	3.2%
3 適用除外		169	5.6%
その他(未記載)		16	0.5%
(c)年金保険		計	3,017 100.0%
1 加入している		2,842	94.1%
2 加入していない		130	4.3%
3 適用除外		25	0.8%
その他(未記載)		20	0.6%

※実回答者数 3017者

**【設問】**

B-2

社会保険等への今後の加入予定について、該当する番号1つに○印を記入してください。

<回答>

		回答数	回答率
1 今後加入する		81	62.3%
2 今後も加入しない		31	23.8%
その他(未記載)		18	13.8%
	計	130	100.0%

※実回答者数 130者

**【設問】(複数回答)**

B-3

社会保険に今後加入する理由について、該当する番号に○印を記入してください(複数回答可)。

<回答>

		回答数	回答率
1 許可行政府から指導を受けたから		14	9.5%
2 未加入だと入札資格審査を受けられないから		9	6.1%
3 元請負人から指導を受けたから		50	34.0%
4 未加入だと元請負人から工事を受注できないから		48	32.7%
5 今回、公共工事設計労務単価が上昇したから		9	6.1%
6 元請負人が法定福利費を考慮してくれるようになったから		4	2.7%
7 その他		13	8.8%
	計	147	100.0%

※実回答者数 88者

**【設問】(複数回答)**

B-4

今後も加入する予定はない理由について、該当する番号に○印を記入してください(複数回答可)。

<回答>

		回答数	回答率
1 公共工事の発注者や元請負人が、法定福利相当額を含む契約額の引き上げに応じてくれない		8	7.0%
2 公共工事において、請け負った金額が低く、法定福利費が捻出できない		14	12.2%
3 民間工事の発注者や元請負人が、法定福利相当額を含む契約額の引き上げに応じてくれない		6	5.2%
4 民間工事において、請け負った金額が低く、法定福利費が捻出できない		14	12.2%
5 受注者の立場では、発注者や元請負人にに対し、法定福利費を求めづらい		10	8.7%
6 赤字補填や運転資金に充当する必要があり、社会保険等に加入する余裕がない		20	17.4%
7 建設機械の購入など他の用途に充当したい		2	1.7%
8 他社との競争上、法定福利費を負担することができない		4	3.5%
9 経営の先行きが不透明で経費増となる加入に踏み切れない		18	15.7%
10 加入させるためにいくら必要なのかがわからない		1	0.9%
11 加入させるための手続きがよくわからない		1	0.9%
12 技能労働者本人が加入したがらない		8	7.0%
13 自社には加入させるべき技能労働者がいない		3	2.6%
14 いざれ廃業する予定である		3	2.6%
15 その他		3	2.6%
	計	115	100.0%

※実回答者数 37者

保険未加入状況調査票

平成24年11月～平成25年9月

	許可 (新規)	保険未加入			許可 (更新)	保険未加入			許可 (業種 追加)	保険未加入			許可 合計	許可保険未加入合計							
		内 訳				内 訳				内 訳				内 訳							
		健康	年金	雇用		健康	年金	雇用		健康	年金	雇用		健康	未加入率	年金	未加入率	雇用	未加入率		
空知	25	0	0	0	0	101	7	7	0	16	2	2	0	142	9	9	6.3%	9	6.3%	0	0.0%
石狩	293	61	59	58	10	635	127	118	120	109	4	3	1	1037	192	180	17.4%	181	17.5%	25	2.4%
後志	20	3	3	3	1	101	7	7	0	18	1	1	0	139	11	11	7.9%	11	7.9%	1	0.7%
胆振	33	0	0	0	0	107	6	6	0	33	0	0	0	173	6	6	3.5%	6	3.5%	0	0.0%
日高	9	0	0	0	0	30	1	1	0	8	0	0	0	47	1	1	2.1%	1	2.1%	0	0.0%
渡島	44	9	7	7	3	146	14	12	12	21	0	0	0	211	23	19	9.0%	19	9.0%	6	2.8%
檜山	4	1	1	1	0	14	1	1	0	8	0	0	0	26	2	2	7.7%	2	7.7%	0	0.0%
上川	44	6	6	6	0	132	31	30	31	24	1	1	0	200	38	37	18.5%	38	19.0%	0	0.0%
留萌	5	0	0	0	0	19	0	0	0	2	0	0	0	26	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
宗谷	2	0	0	0	0	19	3	3	3	2	0	0	0	23	3	3	13.0%	3	13.0%	0	0.0%
オホーツク	23	0	0	0	0	81	3	3	3	23	0	0	0	127	3	3	2.4%	3	2.4%	0	0.0%
十勝	41	5	5	5	1	151	24	23	24	26	1	1	1	218	30	29	13.3%	30	13.8%	1	0.5%
釧路	26	2	2	2	0	65	14	14	14	17	0	0	0	108	16	16	14.8%	16	14.8%	0	0.0%
根室	5	1	1	1	0	27	1	1	1	2	0	0	0	34	2	2	5.9%	2	5.9%	0	0.0%
合計	574	88	84	83	15	1628	239	226	230	309	9	8	8	2511	336	318	12.7%	321	12.8%	33	1.3%

13.4%

経営事項 審査申請	保険未加入				合計	保険未加入合計				合計	内 訳							
	内 訳					内 訳					健康	未加入率	年金	未加入率	雇用	未加入率		
	健康	未加入率	年金	未加入率		健康	未加入率	年金	未加入率		健康	未加入率	年金	未加入率	雇用	未加入率		
空知	592	11	10	1.7%	11	11	1.9%	0	0.0%	734	20	19	2.6%	20	2.7%	0	0.0%	
石狩	1587	37	33	2.1%	36	36	2.3%	3	0.2%	2624	229	213	8.1%	217	8.3%	28	1.1%	
後志	398	28	26	6.5%	28	28	7.0%	2	0.5%	537	39	37	6.9%	39	7.3%	3	0.6%	
胆振	617	29	27	4.4%	28	28	4.5%	1	0.2%	790	35	33	4.2%	34	4.3%	1	0.1%	
日高	213	15	15	7.0%	15	15	7.0%	0	0.0%	260	16	16	6.2%	16	6.2%	0	0.0%	
渡島	789	41	40	5.1%	40	40	5.1%	2	0.3%	1000	64	59	5.9%	59	5.9%	8	0.8%	
檜山	152	20	19	12.5%	20	20	13.2%	0	0.0%	178	22	21	11.8%	22	12.4%	0	0.0%	
上川	714	20	18	2.5%	18	18	2.5%	2	0.3%	914	58	55	6.0%	56	6.1%	2	0.2%	
留萌	167	3	2	1.2%	3	3	1.8%	0	0.0%	193	3	2	1.0%	3	1.6%	0	0.0%	
宗谷	176	16	13	7.4%	15	15	8.5%	1	0.6%	199	19	16	8.0%	18	9.0%	1	0.5%	
オホーツク	623	16	13	2.1%	16	16	2.6%	0	0.0%	750	19	16	2.1%	19	2.5%	0	0.0%	
十勝	714	55	52	7.3%	55	55	7.7%	2	0.3%	932	85	81	8.7%	85	9.1%	3	0.3%	
釧路	313	18	18	5.8%	18	18	5.8%	0	0.0%	421	34	34	8.1%	34	8.1%	0	0.0%	
根室	169	17	15	8.9%	15	15	8.9%	3	1.8%	203	19	17	8.4%	17	8.4%	3	1.5%	
合計	7224	326	301	4.2%	318	318	4.4%	16	0.2%	9735	662	619	6.4%	639	6.6%	49	0.5%	

4.5%

6.8%

- ・許可申請や経審時に、保険未加入が確認された場合、文書による指導を行い、4ヶ月以内に報告を求めている。
- ・更に、未加入が継続する場合、再度文書による指導を行い、2ヶ月以内に報告を求めている。
- ・それでも、未加入が継続する場合は、保険担当部局に通報している。

## 労務賃金改善等推進要綱

平成25年7月18日  
(一社) 日本建設業連合会

わが国の建設業は、多年にわたり建設需要が縮小する中で、安値競争を余儀なくされ、元請企業も下請企業もスリム化とリスク分散を強いられたことから、下請構造の重層化と技能労働者の処遇の低下が進行し、特に賃金水準の著しい低下は、新規入職者の減少と技能労働者の高齢化を招いており、技能労働者の枯渇から建設業の存立が危ぶまれる事態に立ち至っている。

日建連は、こうした危機感から、平成21年5月以来、技能労働者の確保、育成に向けてその処遇改善に取り組んできたが、折しもリーマンショックによる景気の悪化、国内産業の空洞化による設備投資の激減、民主党政権下での公共事業費の急激な切り下げなどの経営環境の急激な悪化に阻まれ、十分な成果は得られていない現状にある。

一方で、東日本大震災の復旧、復興事業を契機に一部で労務賃金が急上昇するという新たな局面を迎える、国土交通省は平成25年度の公共工事設計労務単価の大幅な引上げを実施したが、この措置を労務費の高騰に苦しむ元請企業や下請企業の救済策とのみ安易に受け止めてはならない。大震災に伴う労賃の上昇と公共工事設計労務単価の引上げは、技能労働者の処遇を改善し、建設業の将来を取り戻す、建設業再生のラストチャンスと捉え、これを契機に業界あげて技能労働者の処遇の改善を実現し、定着させねばならない。

このため日建連としては、下記のとおり、労務賃金の改善を下請企業に要請する措置を実施するとともに、改めて重層下請構造の改善を含め、技能労働者の確保、育成に向けた総合的な取組みの推進を決意し、併せて関係方面への要請をとりまとめた。

もとより、労務賃金の額は、技能労働者を雇用する下請業者がその責任において決定すべきものであり、実際の労務賃金は、元請企業とは契約関係のない下請業者から支払われるのが常態であって、元請企業には容易に手の届かないものであるが、元請企業としても可能な限りの手立てを尽くす努力が必要である。

なお、建設業の技能労働者の賃金水準は全産業平均を2割以上も下回る異常な状況にあり、今回の公共工事設計労務単価のような15%程度の労務賃金の改善では、いまだ他産業に及ばない。建設業における技能労働者が誇りと希望をもって国民の資産の形成と保全に貢献できるようになるには、更なる処遇の改善と充実が不可欠であり、今後とも弛まぬ努力を続けることが建設企業の使命である。

## 記

### 第1 適切な労務賃金の支払いの要請

日建連会員企業は、公共工事設計労務単価が適用される公共工事（以下「本件対象工事」という。）について、次の措置を行うものとする。

- ① 一次下請への見積り依頼時に公共工事設計労務単価を交付し、その引上げの趣旨にかなう適切な契約を締結する。
- ② 技能労働者に対し、社会保険料等の個人負担分を含め、公共工事設計労務単価の引上げの趣旨にかなう適切な賃金が支払われるよう、一次下請に要請する。

また、直接の契約関係がない二次以下の下請企業に対しても、一次下請等を介して、公共工事設計労務単価の引上げの趣旨にかなう適切な賃金が支払われるよう要請する。

- ③ 上記①及び②の取組みの具体的な実施方法として、別紙－1のとおり実施要領を定める。

### 第2 労務賃金の状況調査の実施

日建連会員企業は、技能労働者の賃金水準の改善状況を把握するため、平成25年度及び26年度における本件対象工事について定期的に労務賃金の状況等の調査を行うものとし、その具体的な実施方法として、別紙－2のとおり実施要領を定める。

### 第3 社会保険等加入促進

平成25年度の公共工事設計労務単価の引上げは、社会保険料等の個人負担分を含むものであり、適切な労務賃金の支払いの要請と合せて、「日建連社会保険加入促進計画」（平成24年4月）に則り、社会保険等への加入を確保するための対応を行うものとする。

### 第4 適正な受注活動の徹底

日建連会員企業は、近年における厳しい受注環境の下での低価格受注の多発が今日のような労務賃金の著しい低下を招いた一因であることを真摯に受け止め、平成25年4月25日付け理事会決議の趣旨を踏まえ適正な受注活動に徹するものとする。

## **第5 民間工事における取組み**

上記1の取組みは、公共工事設計労務単価が適用される公共工事について実施するものであるが、労務賃金の水準は、当然ながらそれ以外の公共工事や民間工事にも波及するものであり、これらの工事についても適切な水準の労務賃金を確保する取組みが不可避となる。そのため、特に民間工事の発注者に対して適切な理解と協力を願いする取組みを行う必要がある。

## **第6 重層下請構造の改善**

建設工事における重層下請構造は、分業形態として合理的な面はあるものの、近年、受注環境の悪化と先行きの不安から更に重層化が進行し、技能労働者の処遇の低下を招いたことも否定できない。重層下請構造の改善は、もとより専門工事業界の取組みに負うところが大きいが、日建連会員企業としても、改めて重層下請構造の改善に取り組むこととし、工事種別や職種別に改善の必要性と可能性を検証し、5年後を目途に可能な分野で原則二次まで（設備工事は三次まで）の実現を目指す。

## **第7 技能労働者の処遇改善の総合的な取組み**

日建連は、去る平成21年5月に「建設技能者的人材確保・育成に関する提言」を行い、賃金の改善をはじめ6項目の処遇改善策を会員企業の取組みの指針としてきたが、更に労務賃金の改善と社会保険等加入促進の取組みを含めて同提言の充実を図り、総合的な取組みを進めるものとする。

もとより、わが国の建設業における技能労働者の処遇改善は、建設業界の努力のみならず、行政や官民の発注者、更に国民の理解が欠かせない困難な課題であり、十分な成果を得るには多くの日時が必要である。このため、今後の進展状況や諸情勢の変化に応じ、上記1の措置の見直しや、上記2の調査の延長を含め、現実的で合理的な取組みを進めたい。

## **第8 関係方面への要請**

① 労務賃金の改善は、わが国建設業の健全な発展に欠かせない取組みであり、日建連会員企業はもとより、全ての元請企業と下請企業に対し適切な理解と積極的な取組みを要請する。

特に、重層下請構造の改善については、専門工事業界における業界構造と企業体質の改善が求められるので、元請企業においては真摯に取り組む下請企業への配慮を要請する。

② 労務賃金の改善は、わが国建設業の健全な生産力を維持し、将来ともに国民に良質な資産を提供するために欠かせない取組みであり、官民の建設工事の発注者には、適切な発注金額や適切な工期の設定など、ご理解とご協力を要請する。

- ③ 国、地方公共団体、独立行政法人等の公共工事の発注者には、技能労働者の処遇改善を念頭に置き、低価格受注の防止に資する入札契約システムの整備や、より根本的には公共事業の平準化を要請する。
- ④ 国土交通省などの建設業の健全な発展を所管する行政庁には、技能労働者の確保、育成や、重層下請構造の改善などに関し、全ての建設業者に対する積極的なご指導がなされるよう要請する。

以 上

## (別紙－1)

### 公共工事における適切な労務賃金の支払に係る 下請企業への要請等に関する実施要領

平成25年7月18日  
(一社)日本建設業連合会

#### (1) 適切な賃金水準での下請契約の締結

元請は、一次下請に見積を依頼するにあたり、当該年度の公共工事設計労務単価（都道府県別）を交付するとともに、添付資料-1の「契約書・特記事項への記載様式」のとおり、一次下請との契約書・特記事項において、技能労働者に対し、社会保険料等の個人負担分を含め、公共工事設計労務単価の引き上げの趣旨にかなう適切な賃金が支払われるよう要請する。

#### (2) 適切な賃金の支払に係る下請への要請

元請は一次下請に対し、下請契約締結時に添付資料-2の「取引先企業のみなさまへ」を配布し、公共工事設計労務単価の引き上げの趣旨にかなう適切な賃金が技能労働者に支払われるよう要請するとともに、一次下請以下はそれぞれの再下請に対し、同文書を配布し、公共工事設計労務単価の引き上げの趣旨にかなう適切な賃金が技能労働者に支払われるよう順次要請することを依頼する。

#### (3) 賃金の支払状況に関する調査への協力

元請は一次下請に対し、一次下請以下はそれぞれの再下請に対し、元請が行う賃金の支払状況に係る調査に応じるよう要請する。

#### (4) 社会保険等への加入の促進

元請は下請の社会保険料に係る法定福利費の全額を一次下請に支払うことを基本とする。

元請は一次下請に対し、一次下請以下はそれぞれの再下請に対し、社会保険等の加入状況を確認し、未加入の場合には加入するよう要請する。

#### (5) その他

- ① 本実施要領は、平成25年度以降の公共工事設計労務単価が適用される公共工事に適用する。
- ② 本実施要領は、技能労働者の処遇改善の今後の進展状況や諸情勢の変化とともに、(1)～(4)の措置の有効性の検証等を踏まえ、2年後に

見直し等を行うものとする。

- ③ 本件措置は、技能労働者に対する労務賃金の改善を目的とするものであり、公共工事設計労務単価を上回る水準の労務賃金の支払いを妨げるものではない。

(本件の問合せ先)

土木本部 福田卓士 TEL 03-3552-3201 (t.fukuda@nikkenren.or.jp)

建築本部 葉石善一 TEL 03-3551-1118 (haishi@nikkenren.or.jp)

## 添付資料－1 契約書・特記事項への記載様式

### 下請負契約 特記事項（記載例） 工事名：○○○○○工事

#### 1 技能労働者に支払う賃金について

- (1) 甲は、乙に対し、技能労働者の技能・経験年数・資格等を勘案し、平成〇〇年度公共工事設計労務単価（〇〇県）の引き上げの趣旨にかなう適切な賃金を支払うよう要請する。
- (2) 乙は、二次下請に対し、次の要請を行う。
  - ①二次下請は、技能労働者の技能・経験年数・資格等を勘案し、平成〇〇年度公共工事設計労務単価（〇〇県）の引き上げの趣旨にかなう適切な賃金を支払うこと
  - ②二次以下の下請企業が再下請契約を行う場合は、それぞれ再下請企業に対し、平成〇〇年度公共工事設計労務単価（〇〇県）の引き上げの趣旨にかなう適切な賃金が支払われるよう、順次要請すること

#### 2 賃金の支払いに関する調査について

- (1) 乙は、甲が定期的に実施する賃金の支払いに関する調査（以下、労務単価調査）に応じる。
- (2) 乙は、二次下請に対し、次の要請を行う。
  - ①二次以下の再下請企業が再下請契約を行う場合は、それぞれの再下請企業に対し、甲が乙を通じて実施する労務単価調査に応じるよう、順次要請すること。

#### 3 社会保険等への加入について

- (1) 乙は、社会保険・労働保険（以下「社会保険等」という）に加入するものとする。
- (2) 乙は、二次下請に対し、次の要請を行う。
  - ①二次以下の再下請企業が再下請契約を行う場合は、それぞれの再下請企業に対し、社会保険等の加入状況を確認し、未加入の場合には加入するよう、順次要請すること。

## 添付資料－2

平成25年 月 日

取引先企業のみなさまへ

ここに会員企業名を印字  
事業所名を印字

### 適切な賃金の支払に関する取り組みについて（協力要請）

謹啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、国においては、平成25年度より公共工事設計労務単価の大幅な引き上げを断行するとともに、建設業団体等に対して「技能労働者への適切な賃金水準の確保」に係る強い要請がなされたところです。

弊社は、(一社)日本建設業連合会の決定を受けて、技能労働者等への適切な賃金水準の確保と社会保険等への加入の徹底を図るため、公共工事を対象に、適切な賃金水準での下請契約の締結と社会保険等への加入の確認、指導、二次以下の再下請への協力要請、及び賃金水準の状況把握のための調査の実施について、下記の事項をすることといたしました。

取引先企業のみなさまにおかれでは、その趣旨をご理解の上、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

謹白

記

#### 1 適切な賃金水準での下請契約の締結及び賃金支払に係る下請への要請

元請は、一次下請に見積を依頼するにあたり、平成25年度公共工事設計労務単価を交付するとともに、一次下請との契約において、技能・経験年数・資格等を勘案し、平成25年度公共工事設計労務単価（基本給＋手当＋臨時給与＋実物給与 ※社会保険の個人負担分を含む）の引き上げの趣旨にかなう適切な賃金が、一次下請を含む下請の技能労働者に支払われることを要請します。

#### 2 賃金の支払状況を把握するための調査

元請は、一次下請を含む下請に対し、元請が行う賃金の支払状況を把握するための調査（定期的に実施）に応じるよう要請します。

#### 3 社会保険等への加入の促進

元請は、一次下請を含む下請に対し、社会保険等の加入状況を確認し、未加入の場合には加入するよう指導します。

以上

## (別紙－2)

### 公共工事における適切な労務賃金の支払等に係る調査の実施要領

平成25年7月18日  
(一社)日本建設業連合会

技能労働者への適切な賃金の支払及び社会保険等の加入状況に係る調査を以下の要領で実施する。

#### (1) 調査対象工事

##### 1) 公共土木工事

国及び地方公共団体、高速道路会社、機構・事業団等が発注し、日建連会員会社が受注した公共土木工事で、平成25年度及び26年度の公共工事設計労務単価が適用され、平成25年4月以降に契約した工事を対象とする。なお、国土交通省の要請により実施している“東日本大震災被災地及びその周辺における労務単価調査”の対象地域<sup>注)</sup>における工事は除く。

注) 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟の10県

##### 2) 公共建築工事

国等が発注し、日建連会員会社が受注した公共建築工事で、平成25年度及び26年度の公共工事設計労務単価が適用され、平成25年4月以降に契約した工事を対象とする。

#### (2) 調査方法

##### 1) 調査対象職種

調査対象工事に従事する51職種のうち、よく使われる下記の18職種について、賃金の支払状況及び社会保険の加入状況を調査する。

特殊作業員、普通作業員、軽作業員、造園工、とび工、ブロック工、電工、鉄筋工、運転手（特殊）、運転手（一般）、土木一般世話役、型わく工、大工、左官、配管工、設備機械工、交通誘導員A、交通誘導員B

##### 2) 標本数

###### ①公共土木工事

- ・日建連役員会社においては、工事価格3億円以上の工事について、原則として、受注した件数の2割を対象とする。

- ・役員以外の会社においては、工事価格1億円以上の工事について、少なくとも1件以上を対象とする。

## ②公共建築工事

工事価格1億円以上の工事について、原則として、受注した件数の2割を対象とする。

### 3) 調査の実施方法

東日本大震災被災地において実施している調査方法に準じて、工事毎に一次下請以下の技能労働者の賃金データ及び社会保険の加入状況を階層別に収集する。

### 4) 調査の実施時期

- ・労務単価の調査は、当面、四半期毎に実施する。ただし、エリアによっては、労務単価の今後の趨勢により、別途追加調査を検討する。
- ・社会保険の調査は、年1回の調査を実施する。

### 5) 調査結果の報告

調査結果は、調査実施から1か月後を目途に、日建連事務局に報告する。  
なお、調査結果は、今後の労務単価改定の参考となるよう、国へ報告する。

### 6) 送付先等

- ・調査結果の送付先（提出は電子データでお願いします）
  - (土木) 日建連 土木第一部 本多 (t.honda@nikkenren.or.jp)
  - (建築) 日建連 建築部 石坂 (ishizaka@nikkenren.or.jp)
- ・本調査の問合せ先
  - 労務単価（土木）土木第一部 福田 TEL03-3552-3201
  - 労務単価（建築）建築部 葉石 TEL03-3551-1118
  - 社会保険等 企画調整部 馬場 TEL03-3553-0703

報告様式(労務単価及び社会保険等)

(日建連会員会社→日建連)

調査年月	
会員会社名	
発注者名	
工事件名	

工事場所						
	調査人数 (人)	労務単価 (平均値)	健康保険 (人)	年金保険 (人)	雇用保険 (人)	備考
調査対象職種	特殊作業員					
	普通作業員					
	軽作業員					
	造園工					
	とび工					
	ブロック工					
	電工					
	鉄筋工					
	運転手(特殊)					
	運転手(一般)					
	土木一般世話役					
	型わく工					
	大工					
	左官					
	配管工					
	設備機械工					
	交通誘導員A					
	交通誘導員B					
その他職種						

調査表(労務単価及び社会保険等)

(協力会社→日建連会員企業)

協力会社名	□□建設株式会社
発注者名	△△地方整備局
工事件名	○○トンネル工事
下請契約階層	2次

調査対象職種	工事場所 ○○県△△市				
	調査人数 (人)	労務単価 (平均値)	健康保険 (人)	年金保険 (人)	雇用保険 (人)
特殊作業員					
普通作業員					
軽作業員					
造園工					
とび工					
ブロック工					
電工					
鉄筋工					
運転手(特殊)					
運転手(一般)					
土木一般世話役					
型わく工					
大工					
左官					
配管工					
設備機械工					
交通誘導員A					
交通誘導員B					
その他職種					

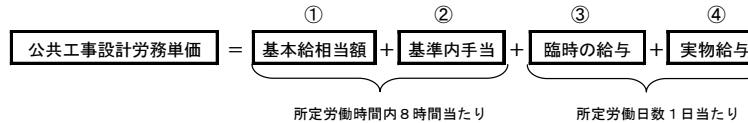
他地域からの交通費や宿泊費、社会保険料(企業負担分)は除いてご記入ください

【参考】労務単価の構成は下記のとおりとなりますので、このことを踏まえご協力願います

公共工事設計労務単価は、次の①～④で構成される(図-1)。

- ① 基本給相当額
- ② 基準内手当(当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当)
- ③ 臨時の給与(賞与等)
- ④ 実物給与(食事の支給等)

図-1 単価の構成



※工事場所は、市町村名までご記入ください。複数箇所ある場合は全ての場所をご記入ください。

※工事場所以外の項目について、把握していない、事情により記入できない部分は、空欄で提出していただいて結構です

※記入された単価の根拠となる賃金台帳は調査対象企業にて保存いただき、問合せの際に調査結果と照合できるようにしてください

※「能力給」「資格給」「皆勤手当」等は②基準内手当に含まれます。

その他、手当の区分については、下記国交省ホームページの参考資料: 手当(逆引き)をご利用ください

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_tk2\\_000006.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk2_000006.html)

※慰安・娯楽・厚生費用、研修訓練費用等は労務単価には含みません。

調査対象職種以外に、調査可能な職種がございましたらご記入ください。

## (別紙－2)

### 公共工事における適切な労務賃金の支払等に係る調査の実施要領

平成25年7月18日  
(一社)日本建設業連合会

技能労働者への適切な賃金の支払及び社会保険等の加入状況に係る調査を以下の要領で実施する。

#### (1) 調査対象工事

##### 1) 公共土木工事

国及び地方公共団体、高速道路会社、機構・事業団等が発注し、日建連会員会社が受注した公共土木工事で、平成25年度及び26年度の公共工事設計労務単価が適用され、平成25年4月以降に契約した工事を対象とする。なお、国土交通省の要請により実施している“東日本大震災被災地及びその周辺における労務単価調査”の対象地域<sup>注)</sup>における工事は除く。

注) 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟の10県

##### 2) 公共建築工事

国等が発注し、日建連会員会社が受注した公共建築工事で、平成25年度及び26年度の公共工事設計労務単価が適用され、平成25年4月以降に契約した工事を対象とする。

#### (2) 調査方法

##### 1) 調査対象職種

調査対象工事に従事する51職種のうち、よく使われる下記の18職種について、賃金の支払状況及び社会保険の加入状況を調査する。

特殊作業員、普通作業員、軽作業員、造園工、とび工、ブロック工、電工、鉄筋工、運転手（特殊）、運転手（一般）、土木一般世話役、型わく工、大工、左官、配管工、設備機械工、交通誘導員A、交通誘導員B

##### 2) 標本数

###### ①公共土木工事

- ・日建連役員会社においては、工事価格3億円以上の工事について、原則として、受注した件数の2割を対象とする。

- ・役員以外の会社においては、工事価格1億円以上の工事について、少なくとも1件以上を対象とする。

## ②公共建築工事

工事価格1億円以上の工事について、原則として、受注した件数の2割を対象とする。

### 3) 調査の実施方法

東日本大震災被災地において実施している調査方法に準じて、工事毎に一次下請以下の技能労働者の賃金データ及び社会保険の加入状況を階層別に収集する。

### 4) 調査の実施時期

- ・労務単価の調査は、当面、四半期毎に実施する。ただし、エリアによっては、労務単価の今後の趨勢により、別途追加調査を検討する。
- ・社会保険の調査は、年1回の調査を実施する。

### 5) 調査結果の報告

調査結果は、調査実施から1か月後を目途に、日建連事務局に報告する。  
なお、調査結果は、今後の労務単価改定の参考となるよう、国へ報告する。

### 6) 送付先等

- ・調査結果の送付先（提出は電子データでお願いします）
  - (土木) 日建連 土木第一部 本多 (t.honda@nikkenren.or.jp)
  - (建築) 日建連 建築部 石坂 (ishizaka@nikkenren.or.jp)
- ・本調査の問合せ先
  - 労務単価（土木）土木第一部 福田 TEL03-3552-3201
  - 労務単価（建築）建築部 葉石 TEL03-3551-1118
  - 社会保険等 企画調整部 馬場 TEL03-3553-0703

報告様式(労務単価及び社会保険等)

(日建連会員会社→日建連)

調査年月	
会員会社名	
発注者名	
工事件名	

工事場所						
	調査人数 (人)	労務単価 (平均値)	健康保険 (人)	年金保険 (人)	雇用保険 (人)	備考
調査対象職種	特殊作業員					
	普通作業員					
	軽作業員					
	造園工					
	とび工					
	ブロック工					
	電工					
	鉄筋工					
	運転手(特殊)					
	運転手(一般)					
	土木一般世話役					
	型わく工					
	大工					
	左官					
	配管工					
	設備機械工					
	交通誘導員A					
	交通誘導員B					
その他職種						

調査表(労務単価及び社会保険等)

(協力会社→日建連会員企業)

協力会社名	□□建設株式会社
発注者名	△△地方整備局
工事件名	○○トンネル工事
下請契約階層	2次

調査対象職種	工事場所 ○○県△△市				
	調査人数 (人)	労務単価 (平均値)	健康保険 (人)	年金保険 (人)	雇用保険 (人)
特殊作業員					
普通作業員					
軽作業員					
造園工					
とび工					
ブロック工					
電工					
鉄筋工					
運転手(特殊)					
運転手(一般)					
土木一般世話役					
型わく工					
大工					
左官					
配管工					
設備機械工					
交通誘導員A					
交通誘導員B					
その他職種					

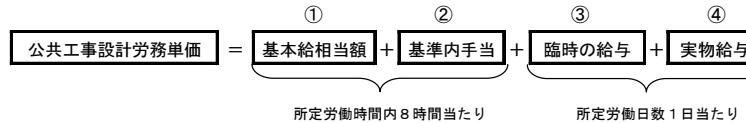
他地域からの交通費や宿泊費、社会保険料(企業負担分)は除いてご記入ください

【参考】労務単価の構成は下記のとおりとなりますので、このことを踏まえご協力願います

公共工事設計労務単価は、次の①～④で構成される(図-1)。

- ① 基本給相当額
- ② 基準内手当(当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当)
- ③ 臨時の給与(賞与等)
- ④ 実物給与(食事の支給等)

図-1 単価の構成



※工事場所は、市町村名までご記入ください。複数箇所ある場合は全ての場所をご記入ください。

※工事場所以外の項目について、把握していない、事情により記入できない部分は、空欄で提出していただいて結構です

※記入された単価の根拠となる賃金台帳は調査対象企業にて保存いただき、問合せの際に調査結果と照合できるようにしてください

※「能力給」「資格給」「皆勤手当」等は②基準内手当に含まれます。

その他、手当の区分については、下記国交省ホームページの参考資料: 手当(逆引き)をご利用ください

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_tk2\\_000006.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk2_000006.html)

※慰安・娯楽・厚生費用、研修訓練費用等は労務単価には含みません。

調査対象職種以外に、調査可能な職種がございましたらご記入ください。

## 法定福利費を内訳明示した見積書の活用のマニュアル

平成25年7月23日  
(一部改正) 平成25年10月7日  
一般社団法人 日本建設業連合会

### 1. はじめに

建設業の社会保険未加入対策については、日建連会員企業では平成24年4月19日付「社会保険加入促進計画」および同年10月1日付「日建連会員企業が実施する社会保険の加入に関する下請指導の指針」(以下「日建連指針」という。)等に即して取り組んでいただいているところである。

社会保険の加入促進に当たっては、その原資となる社会保険料の事業主負担分(以下「法定福利費」という。)の確保が大きなテーマとなっており、先般、国土交通省から各建設業者団体に対して平成25年5月10日付国土建劳第7号「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」(以下「国土建劳第7号」という。)の通知、また要請があったところである。

本通知により、法定福利費の内訳明示された標準見積書等の活用の基本的な考え方、標準見積書のブラッシュアップの方法などが示されたほか、元請企業に提出される標準見積書は、平成25年9月頃を目途に、一斉に活用していくこととされており、元請企業の対応として総合工事業団体である日建連としても法定福利費の確保に向けた適切な対応が求められている。

こうした状況を踏まえ、今般、元請企業の立場から法定福利費の確保の実効性を高めるべく、会員企業が今後取り組むべき事項を「法定福利費を内訳明示した見積書の活用のマニュアル」として取りまとめましたので、貴社の取り組みの参考とされることをお願いする。

### 2. 日建連および会員企業の取組事項

(国土建劳第7号 5p 「2. 専門工事業団体における取組(2)の8」後段部分)

(国土建劳第7号 5p~6p 「3. 総合工事業団体における取組」)

(国土建劳第7号 6p~7p 「4. 関係者への周知啓発」)

#### (1) 発注者への対応

##### 〔今までの取り組み〕

民間工事での過度な低価格受注は企業体力を低下させるのみならず技能労働者の賃金低下や保険未加入など労働条件の悪化をもたらし建設産業全体を弱化させることにつながることから、日建連では平成25年4月25日に「民間工事における適正な受注活

動の徹底に関する決議」を行い、会員企業に適正価格での受注の徹底を要請したところである。

#### 〔今後の取り組み事項 その 1〕

日建連は主な民間発注者団体に対し、法定福利費を適正に考慮した金額により見積及び契約締結を行うよう要請を行う予定であり、要請次第、会員企業に当該要請を踏まえた対応の周知を行う。

### (2) 見積書を提出する環境づくり

#### 1) 元請企業から下請企業への見積書提出促進

##### 〔今までの取り組み〕

既に日建連では、日建連指針の「2 取引先企業（一次下請）に実施していただく事項」の③（以下の『』内）において、下請企業に対して適正な法定福利費を含む見積書の提出を促すよう示している。

『平成 24 年 11 月 1 日以降に弊社が発注者と契約を締結した工事において一次下請となる企業におかれては、①自社にて雇用する作業員の社会保険加入状況、及び、二次以下の下請企業の社会保険加入状況、二次以下の下請企業が雇用する作業員の社会保険加入状況を把握する。②未加入の場合は加入指導を行う。③法定福利費の適正な確保が求められていることに鑑み、適正な法定福利費を含む見積書等の作成に努める』

##### 〔今後の取り組み事項 その 2〕

会員企業は、一次下請企業への適正な法定福利費を含む見積書の提出促進を更に明確にするために、一次下請企業に対して見積を要請する時の各社の所定書式（「見積依頼書」または「見積要項書」）に、「適正な法定福利費を含んだ（又は明示した）見積書を作成すること」の文言を追加し、明文化するよう努める。

なお、明文化に当たっては、【今後の取り組み事項その 5】との整合を図り、各社所定見積書式のシステム変更の可能性に応じた内容の文言を記載する。

### 2) 見積書を提出した下請企業の尊重

標準見積書等法定福利費を内訳明示した見積書は、平成 25 年 9 月を目途に一次下請企業から提出される予定である。一部の職種では平成 25 年 9 月より前倒しで提出されている。

### 〔今後の取り組み事項 その3〕

[標準見積書等法定福利費を内訳明示した見積書を受領する場合の対応留意点]

会員企業は、一次下請企業が当該見積書を提出してきた場合は、当該見積書を尊重した取扱いを行い、以下の手順に従って、受領した当該見積書の法定福利費相当額を精査、協議する。

ステップ1 元請企業は、一次下請企業に対し、適正な法定福利費を含んだ（又は明示した）見積書の作成・提出を行うよう促す

ステップ2 一次下請企業は、元請企業に当該見積書を提出し、元請企業はこれを尊重し、受領する

ステップ3 元請企業は、提出者（一次下請企業）から当該見積書に示した法定福利費相当額の算出基準・方法について明確な説明を受ける

ステップ4 元請企業と一次下請企業は、当該工事に従事する作業員（技能労働者）の保険加入の実態や未加入者の今後の加入予定等を勘案しながら協議を行い、下請契約を締結する

#### 〈元請企業と一次下請企業間で協議する事項、および進め方〉

① 法定福利費相当額は、原則として当該下請負工事費の内の労務費相当額に社会保険料の事業主負担率を乗じて算出する。これにより『作業員が100%社会保険に加入した場合の法定福利費相当額』が算出される。

② 当該下請負契約における法定福利費相当額の決定においては、上記『作業員が100%社会保険に加入した場合の法定福利費想定額』をベースに、当該工事に従事する直接作業員（技能労働者）の現状の加入率を乗じて算出することを基本とする。

但し、今後の加入予定者数が見込める場合は、加入予定者数を含んだ加入率（現状の加入率+加入予定率）を乗じたものを基準値とし、一次下請企業と協議する。

なお、公共土木工事の中で平成24年度版以降の国土交通省土木工事の積算基準が適用される工事、および公共建築工事の中で平成25年10月1日以降公告の事業において法定福利費を予定価格へ適切に反映する措置がとられた工事（注）では、適切な法定福利費が予定価格に反映されていることを踏まえ『作業員が100%社会保険に加入了した場合の下請の社会保険料に係る法定福利費の全額』を支払うことを基本とする。よって、当該公共工事においては上記ステップ4及び②の協議を行うものではない。

※上記の算出は、添付別紙の「見積書における法定福利費精査について」を参考とされたい。

注）当該工事は、法定福利費の項目を追加した公共建築工事見積標準書式が適用された工事で、かつ本来事業者が負担すべき法定福利費を適切に反映するため、複合単価と市場単価の法定福利費に相当する補正が実施された工事

### **3) 労務費減額の懸念への対応**

国土建労第7号の当項目では法定福利費を確保する代わりに労務費を引き下げる等の懸念を払拭し、建設業法第19条の3に抵触しないよう注意喚起を記述している。

#### **〔今までの取り組み〕**

日建連では、建設業法第19条の3について、日建連指針「6.法定福利費の適正な確保について」(以下の『』内)に記述しており、会員企業におかれでは、既に社内関連部門に周知いただいているところである。

『社会保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれること、元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があること、下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示されているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、一方的に削減、或いは含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法に違反する恐れがあること、等、本記載事項について社内関連部門への周知を行う』

#### **〔今後の取り組み事項 4〕**

会員企業は、当項目の記載事項並びに建設業法令遵守ガイドラインを踏まえた行動をとるよう、社内の関係部門に周知する。

### **4) 定型書式の対応**

国土建労第7号の当項目には「会員企業が下請企業から見積書の提出を受ける際の定型書式を定めている場合であって、当該定型書式に下請企業が法定福利費の額を記入するための欄が設けられていないときは、機会をとらえて当該定型書式に当該欄を追加するよう要請する」の記述があり、法定福利費記入欄の追加が求められている。

#### **〔今後の取り組み事項 5〕**

会員企業は、各社所定の見積書書式の変更については、会員各社のシステム変更の可能性に応じた内容で実施工程を組み取り組む。

### **(3) 関係者への周知啓発**

#### **〔今までの取り組み〕**

会員企業は、日建連指針を踏まえて、以下の機会を捉えて、法定福利費の確保及び社会保険等への加入徹底に向けた関係者への周知徹底を図ってきたところである。

- ・社内・現場関係者への周知
- ・協力会組織を活用した周知
- ・現場の建設労働者への周知

#### 〔今後の取り組み事項 6〕

会員企業は、社内関係者に対しては会議・文書指示等で、下請企業に対しては協力会定時会議等で、現場作業員・職長に対しては朝礼・職長会・安全協議会の場で国交省作成のリーフレット、ポスターを活用する等により再度周知徹底を図る。

〔日建連では、平成25年7月に会員企業あてに、社会保険加入の啓蒙ポスターを配布し、会員企業の全ての施工現場（作業所）等に掲示するよう依頼した。〕

### 3. 専門工事業団体・下請企業の取組事項への留意点

（国土建劳第7号 3p～5p 「2. 専門工事業団体における取組」）

#### （1）標準見積書・作業手順書の内容のブラッシュアップ

国土建劳第7号の当項目では、主に専門工事業団体・傘下企業及びその他下請企業が標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示とその確保が着実に進められるよう、当該見積書の作成及び内容のブラッシュアップのための要点を記述している。

「法定福利費の基本的な算出方法」、「適用除外である者の取扱い」等、標準見積書等法定福利費を内訳明示した見積書の骨格、るべき姿が描かれており、下請企業から当該見積書を受理し、その内容を精査する側の元請企業にとっても重要な項目である。

※精査方法は、添付別紙の「見積書における法定福利費精査について」を参考とされたい。

### 4. その他の留意点

（国土建劳第7号 2p 「1. 標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示」）

#### （1）標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示

国土建劳第7号の当項目は、標準見積書等法定福利費を内訳明示した見積書の必要性等、基本的な考え方を記述されており、本マニュアルの根幹を成すものである。

この中で「この法定福利費の額は、本来個別工事ごとに各建設業者が算定するものであり、自社の技能労働者のみで施工する場合や、下請労務により施工される場合であっても当該下請労務に従事する技能労働者の法定福利費を正確に算定することが可能

な場合には、自社の施工実績等に基づいて算定して記載することが必要です」との記載があるとおり、当該見積書に記載する法定福利費は、下請企業が個々の企業の実態に見合った金額を工事毎に算出するものであり、同じ工種の下請企業が工事下請負契約金額等を基準にして同一の率を乗じて算出するものではない。

以 上

## 見積書における法定福利費精査について

### 1. 法定福利費相当額の基本的な算出方法（国土建劳第7号通知3p～5pに記述）

#### ◎ 法定福利費の算定に当たり、統一された法定保険料率が使用される

事業主が負担する保険料率は、国土交通省が毎年度一定の時期に関係省庁に確認した上で、基準となる料率を各団体に情報提供する。

「法定保険料率」は次の3保険の保険料率の合計である

・**健康保険料**（法律上40歳以上の者が一体的に徴収される介護保険料を含む。介護保険料の対象となる40歳以上の労働者の割合については、協会けんぽでの対象者・対象外の者の状況を勘案して設定する。）

・**厚生年金保険料**（法律上一体的に徴収される児童手当拠出金を含む。）

・**雇用保険料**

#### ◎ 法定福利費算出の基本は、下請企業が当該工事における労務費の総額を算出すること

**《基本的な考え方》 法定福利費 = 労務費総額 × 法定保険料率**

・ 法定福利費算出の基準は労務費であり、労務費に社会保険料の事業主負担率を乗じる

・ **労務費とは**、当該工事に従事する直接作業員（主任技術者を含む）の当該工事にかかる給与支給額の合計であり、管理部門および間接部門の社員に支給した給与は含まない。管理部門および間接部門の社員に支給する給与は一般管理費となる。

・ **給与支給額とは**、事業主が作業員に支払う給与の総支給額（天引き前）のことである。退職金引当金及び法定福利費は、事業主にとっては給与関連負担項目ではあるが、これは労務費には含めない。

#### ◎ 法定福利費の例外的な算出方法

工事費に含まれる平均的な法定福利費の割合や工事の数量当たりの平均的な法定福利費をあらかじめ算出した上で、個別工事ごとの法定福利費を簡便に算出する

**《例外的な方法①》 法定福利費 = 工事費 × 工事費当たりの平均的な法定福利費の割合**

**《例外的な方法②》 法定福利費 = 工事数量 × 数量当たりの平均的な法定福利費**

【年度ごとの単価・平均値等を用いている場合のチェックポイント】

ア) 当該割合又は数量当たりの法定福利費の出典根拠が明確であること

イ) 当該割合又は数量当たりの法定福利費を一定の幅を持たせた参考指標として示す。

ウ) 下請企業は個別に見積書を提出する際には、上記アとイの内容を合理的に説明することが求められる

エ) 実態を反映しないことが明らかな方法（労災保険料率で計算）は、社会通念上認めることはできない

#### ◎ 法定福利費と消費税の関係

法定福利費は消費税の課税対象である。法定福利費の金額を明示したとしても工事費の一部を構成するものであるに過ぎず、非課税取引にはならない

#### ◎ 見積金額を調整するときの法定福利費内訳明示額の取扱い

国土建劳第7号に、以下の記述がある。

・当該工事に係る労務費の総額に法定保険料率を乗じる方法を用いて法定福利費を算出している場合において、元請企業及び下請企業が労務費を減額調整する旨合意したときは、減額された労務費の額を基準にして法定福利費を減額する。※ただし、労務費の減額ではなく、単価の減額の場合は、労務費の減額とは限らず、必ずしも法定福利費額が連動するものとはならない。

・当該工事の工事費に一定割合を乗ずる方法を用いて法定福利費を算出している場合は、工事費を見積額より減額する旨合意したときは、工事費の減額の調整に合わせて、法定福利費を減額する。

・施工単位当たりの法定福利費額に数量を乗じる方法を用いて法定福利費を算出している場合は、数量の減少に合意した時には法定福利費を減額することになるが、数量が減少していないければ、工事費を見積額より減額しても法定福利費は減額しない。

#### ◎ 適用除外である者の扱い、未加入者の扱い

国土建劳第7号に、以下の記述がある。

個人事業主、一人親方（労働者とみなされる場合を除く）など、当該工事における法定福利費（事業主負担分）を要しない適用除外となる技能労働者の数や割合が分かる場合は、これらの者に係る法定福利費は内訳明示額に含めないこととする。

適用除外となる者の数や割合が判らない場合にあっては、①直轄土木工事の予定価格の積算や25年度公共工事設計労務単価の改定において現に一定割合の未加入者が存在しつつも未加入者が加入するために全員加入を前提として必要な法定福利費が算入されるよう改められたこと、また、②本来は健康保険や厚生年金保険への加入義務があるにもかかわらず法定福利費（事業主負担分）の負担を要しない一人親方化を前提とした見積りを行う不適な建設業者が競争上有利となる余地を残しかねないことを踏まえ、当面、未加入者全員の加入に必要な法定福利費の額を内訳明示の対象とする。

なお、※1) 元請企業と下請企業は、内訳明示された見積書を踏まえ、技能労働者の保険加入の実態や未加入者の今後の加入予定等を勘案しながら協議を行い、下請契約を締結することとする。

## 2. 法定福利費相当額の精査、協議の手順

### ステップ1

元請企業は、一次下請企業に対し、適正な法定福利費を含んだ(又は明示した)見積書の作成・提出を行うよう促す

### ステップ2

一次下請企業は元請企業に標準見積書を提出し、元請企業はこれを尊重し、受領する

### ステップ3

元請企業は提出者(一次下請企業)から当該見積書に示した法定福利費相当額の算出基準・方法について明確な説明を受ける

### ステップ4

元請企業と一次下請企業は、当該工事に従事する作業員(技能労働者)の保険加入の実態や未加入者の今後の加入予定等を勘案しながら協議を行い、下請契約を締結する

《注意》 公共工事の中で法定福利費を予定価格へ適切に反映する措置がとられた工事について

日建連では「作業員が100%社会保険に加入した場合の下請の個人負担分も含めた社会保険料に係る法定福利費の全額」を支払うことを基本としている。  
よって、当該公共工事においては上記ステップ4の協議を行うものではない。

### (1) 社会保険加入率が100%である場合の法定福利費相当額を算出

- |   |                   |                   |
|---|-------------------|-------------------|
| ① 法定福利費を含む見積金額  | 記入例<br>22,000,000 | ↓ ↓ 税抜で入力する(単位:円) |
| ② 上記の内、明示された法定福利費の金額  | 2,000,000         |                   |
| ③ 法定福利費相当額を除いた見積金額 (見積額 - 法定福利費)  | 20,000,000        | ①-②               |
| ④ 労務費相当額を記入   | 15,000,000        |                   |
| ⑤ 社会保険料事業主負担 (法定福利費) 率<br>国土交通省「標準見積書の活用等に向けた説明会資料」内(参考)平成25年度の各保険の保険料率より | 15.343%           |                   |
| ⑥ 作業員の社会保険加入率100%とした場合の法定福利費相当額   | 2,301,450         | ④ × ⑤             |

### (2) 現時点での社会保険加入率で必要とされる法定福利費相当額を算出

- |                         |           |       |
|-------------------------|-----------|-------|
| ⑦ 現時点での社会保険加入率 (作業員ベース) | 57.14%    | ⑮/⑯   |
| ⑧ 現加入状況で必要とされる法定福利費     | 1,315,048 | ⑥ × ⑦ |

### (3) 今後の新規加入に伴い要とされる法定福利費相当額

- |                           |         |       |
|---------------------------|---------|-------|
| ⑨ 当該工事に於いて今後、新規加入する作業員の比率 | 14.29%  | ⑯/⑭   |
| ⑩ 作業員の新規加入に伴い必要な法定福利費相当額  | 328,779 | ⑥ × ⑨ |

### (4) 上記の(2)と(3)により当該下請負契約における法定福利費相当額 ⇒ 当該工事の法定福利費相当額

- |                        |           |       |
|------------------------|-----------|-------|
| ⑪ 今後の加入予定を加味した法定福利費相当額 | 1,643,827 | ⑧ + ⑩ |
|------------------------|-----------|-------|

### (5) 当該工事における今後の社会保険加入率

- |                             |        |       |
|-----------------------------|--------|-------|
| ⑫ 現加入者に今後の加入者予定者を加えた社会保険加入率 | 71.43% | ⑦ + ⑨ |
|-----------------------------|--------|-------|

### (6) 法定福利費変更後の見積額

- |                  |            |       |
|------------------|------------|-------|
| ⑬ 精査された見積金額 (税抜) | 21,643,827 | ③ + ⑪ |
|------------------|------------|-------|

## 3. 当該工事に従事予定の作業員の社会保険加入状況と今後の加入計画

元請企業と一次下請企業は、当該工事に従事する作業員(技能労働者)の保険加入の実態や未加入者の今後の加入予定等を勘案しながら協議を行い、法定福利費相当額を決定し、適切な法定福利費を含んだ下請契約を締結する

- |                          |    |         |
|--------------------------|----|---------|
| ⑭ 予定している作業員数 (二次下請以下を含む) | 35 | 名       |
| ⑮ 予定作業員の内、社会保険加入済みの作業員数  | 20 | 名       |
| ⑯ 予定作業員の内、社会保険適用除外の作業員数  | 2  | 名       |
| ⑰ 予定作業員の内、社会保険未加入作業員数    | 13 | 名       |
| ⑱ 上記⑰の内、近々に加入を予定している作業員数 | 5  | 名       |
| ⑲ 加入済み+加入予定の作業員数         | 25 | 名 ⑮ + ⑰ |

黄色セルに数値を入力→

北建協労発第 21 号  
平成 25 年 5 月 24 日

各地方協会 会 長 殿

一般社団法人 北海道建設業協会  
会 長 岩 田 圭 剛  
(公印省略)

公共事業の適切な執行に関する緊急決議について

日頃より事業運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、当協会としては、かねてより建設技能労働者の公共工事設計労務単価の改善等、適正な賃金の支払いについての取り組みを行なってきたところであります、5月 23 日の理事会において「公共事業の適切な執行に関する緊急決議」が議決され、つきましては、会員企業へ本決議についての周知・徹底を行い、その趣旨を十分汲み取り対応していただくよう要請します。

以上

## 公共事業の適切な執行に関する緊急決議

安倍内閣においては、「雇用と所得の拡大」を国的基本方針として掲げ、公共事業及び復旧・復興事業を促進するとともに、働く人の所得の増大を目指し、デフレ経済からの脱却を図ることとしている。

我々建設業界においても、かねてより、建設業に携わる労働者の賃金低下等が若年者の入職や技能の承継に多大な影響をもたらしており、将来の建設産業の存続について危惧している。

また、今般、国土交通省から、公共事業及び復旧・復興事業の迅速かつ円滑な執行、並びに技能労働者の適切な賃金水準の確保についての要請がなされたところである。

北海道建設業協会は、国の掲げた目標に向けてその役割を果たすため、下記のとおり決議し、各地方建設業協会並びにその会員企業に要請する。

### 記

- 一、 国民の安全・安心を確保する強靭な国土を実現するため、全力をあげて迅速かつ円滑な公共事業の施工の確保に努めること。
- 一、 建設労働者の待遇の改善を図るため、自ら適切な賃金水準の確保に努めるとともに、下請負契約を締結する際には、下請企業に対しても適切な水準の賃金を支払うよう要請すること。
- 一、 社会保険等への加入を促進するため、自ら社会保険等に加入することはもとより、下請負契約を締結する際には、法定福利費を適切に含んだものとすること。
- 一、 適切な賃金水準を確保するため、工事の施工に必要な経費を適切に見込んだ価格での契約の締結に努め、ダンピング受注は厳に慎むこと。

以上、決議する。

平成25年5月23日

一般社団法人 北海道建設業協会

北建協労発第 27 号  
平成 25 年 6 月 12 日

各地方協会 会 長 殿

一般社団法人 北海道建設業協会  
会 長 岩 田 圭 剛  
(公印省略)

建設労働者の処遇改善等に向けた取組みについて

日頃より事業運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、当協会は、かねてより建設労働者の適正な賃金の支払いを含め処遇改善に向けた取組みを行ってきたところであり、これに関連して 5 月 23 日の理事会で決議された「公共事業の適切な執行に関する緊急決議」についても、すでにお知らせしたところあります。

当協会としては、人手不足が喫緊の課題とされている今日、緊急決議にあるように適切な賃金水準の確保や社会保険加入促進等を図ることが極めて大切であり、そのためには、元請企業だけでなく下請企業とも、共通の認識のもと、一体となって取組む必要があると考えることから、さる 6 月 10 日、別紙 1 のとおり、建設産業専門団体北海道地区連合会（建専連）との意見交換会を開催したところです。

意見交換の詳細内容については後日お伝えする予定ですが、当日、建専連側からは別紙 2 のとおり、関係団体における標記に係る決議文や当協会への要望書が提出されましたので、会員企業への周知等適切な対応についてよろしくお願ひいたします。

今後とも、建設労働者の処遇改善等に向けた様々な取組みについて十分ご理解を賜り、種々ご協力をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

## 道建協と建専連との意見交換会

日時 平成 25 年 6 月 10 日 14:30~

場所 道建協 役員室

1、開会

2、出席者紹介

3、北海道建設業協会（道建協）会長挨拶

4、建設産業専門団体北海道地区連合会（建専連）会長挨拶

5、意見交換

6、閉会

# 北海道建設業協会と建設産業専門団体北海道地区連合会との意見交換会

## 出席者名簿

開催日 平成25年6月10日(月) 14:30~

開催場所 (一社)北海道建設業協会 役員室

出席機関名	役職名	氏名	郵便番号	所在地 (会社名)	連絡先・電話
建設産業専門団体 北海道地区連合会 北海道建設作工技建協同組合	会長 理事長	鈴久名 健	062-0020	札幌市豊平区月寒中央通3丁目1番10号 稲田ビル5F ( 鈴久名建設㈱ 代表取締役 社長 )	011-803-0559
建設産業専門団体 北海道地区連合会 北海道建設船体工事業協同組合	副会長 理事長	澤田 信彦	060-0004	札幌市中央区北4条西3丁目1番地 北海道建設会館8F ( 澤田工業㈱ 代表取締役 社長 )	011-261-6219
建設産業専門団体 北海道地区連合会 北海道建設鉄筋業協同組合	副会長 理事長	熊谷 誠一	060-0008	札幌市中央区北8条西19丁目35番地 カクマンハイシビル ( 丸正誠伸興業㈱ 代表取締役 社長 )	011-642-6551
建設産業専門団体 北海道地区連合会 北海道左官業組合連合会	副会長 会長	出村 良治	003-0005	札幌市白石区東札幌5条1丁目1番2号札幌市産業振興センター内 ( 出村左官工業㈱ 代表取締役 社長 )	011-833-0330
建設産業専門団体 北海道地区連合会 北海道建設作工技建協同組合	事務局長	橋本 善夫	062-0020	札幌市豊平区月寒中央通3丁目1番10号 稲田ビル5F	011-803-0559
一般社団法人 北海道建設業協会	会長	岩田 圭剛	060-0004	札幌市中央区北4条西3丁目1番地 北海道建設会館7F ( 岩田地崎建設㈱ 代表取締役 社長 )	011-261-6184
一般社団法人 北海道建設業協会 (総務委員長)	副会長	坂 敏弘	060-0004	札幌市中央区北4条西3丁目1番地 北海道建設会館7F ( 勇建設㈱ 代表取締役 社長 )	011-261-6184
一般社団法人 北海道建設業協会 (労務委員長)	副会長	萩原 一利	060-0004	札幌市中央区北4条西3丁目1番地 北海道建設会館7F ( 萩原建設工業㈱ 代表取締役 社長 )	011-261-6184
一般社団法人 北海道建設業協会 (建築委員長)	監事	阿部 芳昭	060-0004	札幌市中央区北4条西3丁目1番地 北海道建設会館7F ( 倭田中組 代表取締役 社長 )	011-261-6184
一般社団法人 北海道建設業協会	専務理事	牧野 光博	060-0004	札幌市中央区北4条西3丁目1番地 北海道建設会館7F	011-261-6184
一般社団法人 北海道建設業協会	常務理事	今井 秀明	060-0004	札幌市中央区北4条西3丁目1番地 北海道建設会館7F	011-261-6184
一般社団法人 北海道建設業協会	労務部長	遠藤 憲治	060-0004	札幌市中央区北4条西3丁目1番地 北海道建設会館7F	011-261-6184

## 第12回総会決議

平成25年6月4日  
(一社)建設産業専門団体連合会  
会長 才賀 清二郎

建設業の現状は、建設投資の大幅な減少から、過当競争を繰り返し、安値受注による企業経営の圧迫から、人材確保・育成を行う余裕がなく、賃金の低下、若年者の入職減少など、技能・技術の伝承も困難。魅力の無い産業になっている。

このままでは建設産業そのものが衰退し、今後増大するインフラ維持、安全安心な国土形成を担う者が居なくなるとの危機感から、公共工事設計労務単価の大幅な引き上げ、社会保険料等の法定福利費の見直し等々、国等、総合工事業、専門工事業、労働者挙げての取組みが動き出した。

この機会に、将来を担う若者が希望を持って入職できる環境整備、健全な建設産業を目指し、全会員一致して以下の取組みを行うことを決議する。

1. 適正価格で受・発注し、現場で働くすべての就労者が社会保険等に加入し、安心して働ける環境整備を図る
1. 適正価格で受・発注し、適正利潤を確保し、技能労働者等への適切な賃金の支払い等を行い、健全な企業体质にする
1. 安値受注を繰り返し、指値をしてくる企業とは契約を行わない
1. 登録基幹技能者の地位向上と下請け評価制度の体制整備を図る
1. 若手技能労働者の確保・育成と技能・技術の伝承ができる企業体制を確立する

## 決議文

建設現場で働く全ての就労者の賃金引き上げに向けて、発注者・ゼネコン・サブコン・建設労働者が4位1体となって動き始めました。

その1つとして、国土交通省が「公共工事設計労務単価」を今年度から全職種平均で15.1%増（前年比）と過去最大幅の引き上げを行いました。

この機会に低賃金・重労働の建設業イメージを払拭し将来を担う若手就労者が希望をもてる環境整備に全身全霊をもって次ぎの案件に取り組むことを決議致します。

1. 建設業で働く全就労者が社会保険に加入し、安心して働く環境整備を推進する。

1. 「標準見積書」を厳守して、適正価格で受注し、適正利益を確保し、健全な企業体质にする。

1. 安値受注を排除し、末端の就労者の賃金向上に努力をし  
待遇改善に邁進する。

1. 登録基幹技能者の地位向上と年収600万円を確保出来る体制を構築する。

1. 若手技能労働者の確保・育成と技術・技能の伝承が出来  
る企業体制を確立する。

平成25年5月22日

(一社)日本建設躯体工事業団体連合会

北海道建設作工技建協同組合  
理事長 鈴久名健

## 決 議 文

建設現場で働くすべての就労者の賃金引上げを含む処遇向上に向けて、発注者・ゼネコン・サブコン・労働者が4位一体となって史上初めて動き始めました。

国土交通省が「公共工事設計労務単価」を今年度全職種平均1.5、1%増（前年比）と過去最大幅の引き上げを行いました。

二度ではないと思われるこの機会に低賃金・低処遇の建設業のイメージを払拭して将来を担う若手就労者ともども業界として希望を持てる環境整備と変革に今こそ全身全霊をもって次の課題の達成に邁進することを第2回社員総会において決議します。

1. 建設業で働く全就労者が社会保険に加入し、誇りを持って、安心して働く環境整備を推進する
2. 前近代的な「日雇い感覚」に勞使ともに決別し、他産業同様に透明・正大かつ現代的な雇用労使関係を構築する。
3. 「標準見積書」を堅持して、適正価格による受注を通じて適正利潤を確保して、健全な企業体質の構築を目指す。
4. 安値受注を排除して、就労者の処遇改善と向上に寄与する。
5. 登録鉄筋基幹技能者の地位向上と年収600万円以上を確保できる労働条件を構築する。
6. 若手技能労働者の確保・育成と技術・技能の伝承が可能になる業界・企業環境を確立する。

この機会を逸すれば2度と業界の再生はあり得ないとの強い危惧と期待をこめて決議する。

平成25年5月29日

公益社団法人全国鉄筋工業協会

平成25年6月10日 (4)

一般社団法人 北海道建設業協会  
会長 岩田 圭剛 様

## 要 望 書

一般社団法人 北海道建設業協会様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より私共型枠工事業者に対しまして格別のご指導ご鞭撻を賜り、厚く御礼を申し上げます。

私共型枠工事業者はリーマンショックに端を発した建設投資の急落により、企業経営上大きな痛手を負いました。この影響を受け、この4年間で従前の2から3割に及ぶ型枠技能者が離職しております。平成23年春先以降の工事量の回復、さらに東日本大震災の復旧・復興工事の開始等に伴い、また技能者不足に伴い、契約単価が上向いておりますが、後遺症は今だに残り、労務賃金の上昇に伴う負担増も加わり、多くの同業会社が直近の決算におきまして赤字を余儀なくされている状況でございます。

一方、国土交通省は、建設技能者の不足、急速な高齢化の進行及び専門工事業への若年者の入職減少に対し、その対策を講じられ始め、一昨年より建設技能者の社会保険未加入問題に対処を開始され、最近においては、公共工事設計労務単価の「異次元の」値上げを決定され、国土交通大臣自ら業界団体に対し、技能者に対する適切な賃金の支払い及び社会保険加入の徹底を要請されました。

私共は社会保険未加入問題について、独自の調査を行う中で、その解決のためには、実態として加入原資の存在しない契約単価の改善を図り、適切な社会保険料相当額（本人負担分及び事業主負担分としての法定福利費）の支給が不可欠であることを訴えてまいりました。そして他産業同様、下請会社の納付する社会保険料は、建設業においては本来工事発注者が負担すべきものであることを強く主張し、その負担を担保するための何らかの法的措置が必要であることも訴えてまいりました。

こうした活動の中で、国土交通省のご指導を受け、他の専門工事業団体におけると同様、私共の全国団体であります（社）日本建設大工工事業協会において、社会保険料の本人負担分を含む、技能者の適切な労務賃金を設定し、その労務賃金より事業主負担分の法定福利費を算出して別枠で表示する、元請会社様にご提出させていただくための標準見積書式を策定いたしました。

私共は、この型枠工事標準見積書式を活用し、元請会社様ご指定の見積書式と合わせてご提出させていただき、適切な労務賃金相当額及び法定福利費を元請会社様より受領の上、型枠技能者の賃金水準の向上及び社会保険の加入を図って参りたいと決意しております。

（社）日本建設大工工事業協会の総会決議を踏まえ、本年6月1日より、準備の整った地域より順次、型枠工事会社から標準見積書式に基づく見積書を元請会社様にご提出させていただきます。

各元請総合工事会社様に於かれましては、何とぞ法定福利費を表示した当該標準見積書をお受け取りいただき、主旨にご理解を賜り、私共とのご契約にご反映させていただきたく、伏してお願ひ申し上げる次第でございます。

(社)日本建設大工工事業協会北海道支部  
北海道建設躯体工事業協同組合  
理事長 澤田 信彦

北海道建設躯体工事業協同組合 組合員一覧 (46 社)

# 要　望　書

平成25年10月16日

一般社団法人 北海道建設業協会  
建設産業専門団体北海道地区連合会

## 要 望

建設業界は、長年にわたる公共事業費の削減により建設市場の縮小、価格競争の激化等に対応するため人員削減などを進め、極限まで経営のスリム化を図ってきており、疲弊した状態となっています。

こうした経営環境下において、技能労働者の不足は深刻で、企業の受注や工事計画にも支障を及ぼす事態が生じてきています。

企業が雇用を維持し安定的な経営を持続していくためには、ある程度の規模の工事量が継続的に確保されることが重要であります。

こうしたことから、北海道建設業協会と専門工事業団体である建設産業専門団体北海道地区連合会とは、建設業の発展を図っていく上で、人材の確保が極めて重要であり、そのためには、長期的に公共事業費の安定的確保を継続できる環境を整備していただく必要があるとの共通認識に立ち、下記のとおりご要望申し上げます。

### 記

- 1 公共事業費の安定的・持続的な確保をしていただくとともに、平成25年度下半期の発注に当たっては、工期の設定について特段の配慮をお願いしたい。
- 2 冬期工事における技術開発を加速させる一方で、債務負担行為による工事や繰越工事を増やすなどの取組みも強化していただきたい。

平成25年10月16日

一般社団法人 北海道建設業協会

会長 岩田圭剛

建設産業専門団体北海道地区連合会

会長 鈴久名 健

## 北海道開発局及び北海道への要望（結果）について

日 時 平成25年10月16日（水）  
集 合 9：30 北海道建設会館 7階役員室

### 要請先

10：00～ 北海道開発局 川崎事業振興部長（事業振興部長室）  
11：00～ 北 海 道 下出建設部長（職員監会議室）

### 要望項目

1. 公共事業費の安定的・持続的な確保をしていただくとともに、平成25年度下半期の発注に当たっては、工期の設定について特段の配慮をお願いしたい。
2. 冬期工事における技術開発を加速させる一方で、債務負担行為による工事や繰越工事を増やすなどの取組みも強化していただきたい。

### 出席者

(道協会) 坂副会長  
(建専連北海道連合会) 鈴久名会長、澤田副会長、熊谷副会長

### 随行者

(道協会) 今井常務、佐藤補佐  
(札幌協会) 中嶋局長



**社会保険加入状況アンケート**

**結果報告書**

**平成25年1月**

**一般社団法人 北海道建設業協会**

## 社会保険加入状況アンケート調査結果

1. 調査対象会員企業数**615**社のうち回答のあった企業数は、**397**社で回答率は、**64.6%**であった。
2. 今回の調査は、平成**24**年**10**月時点における一次、二次下請に限定して調査を実施した。  
各地方協会には、会員企業毎の下請企業の保険加入状況がデータとして保存されている。
3. 全道における三保(健康保険・厚生年金保険・雇用保険)への下請企業の加入率をみると雇用保険が  
**98.7%**と1番高く、健康保険、**89.4%** 厚生年金保険、**87.8%**の順となっている。
4. 此れを一次下請、二次下請別にみると、厚生年金保険については、二次下請で**78.0%**と低く、  
健康保険についても、**81.3%**と低くなっている。
5. 協会別にみると、回答率が低い協会で、加入率が高い傾向となっているが、特に厚生年金保険については、  
道東で低くなっている。

## 社会保険加入状況(道協会集計)

地方 11 建設(業)協会

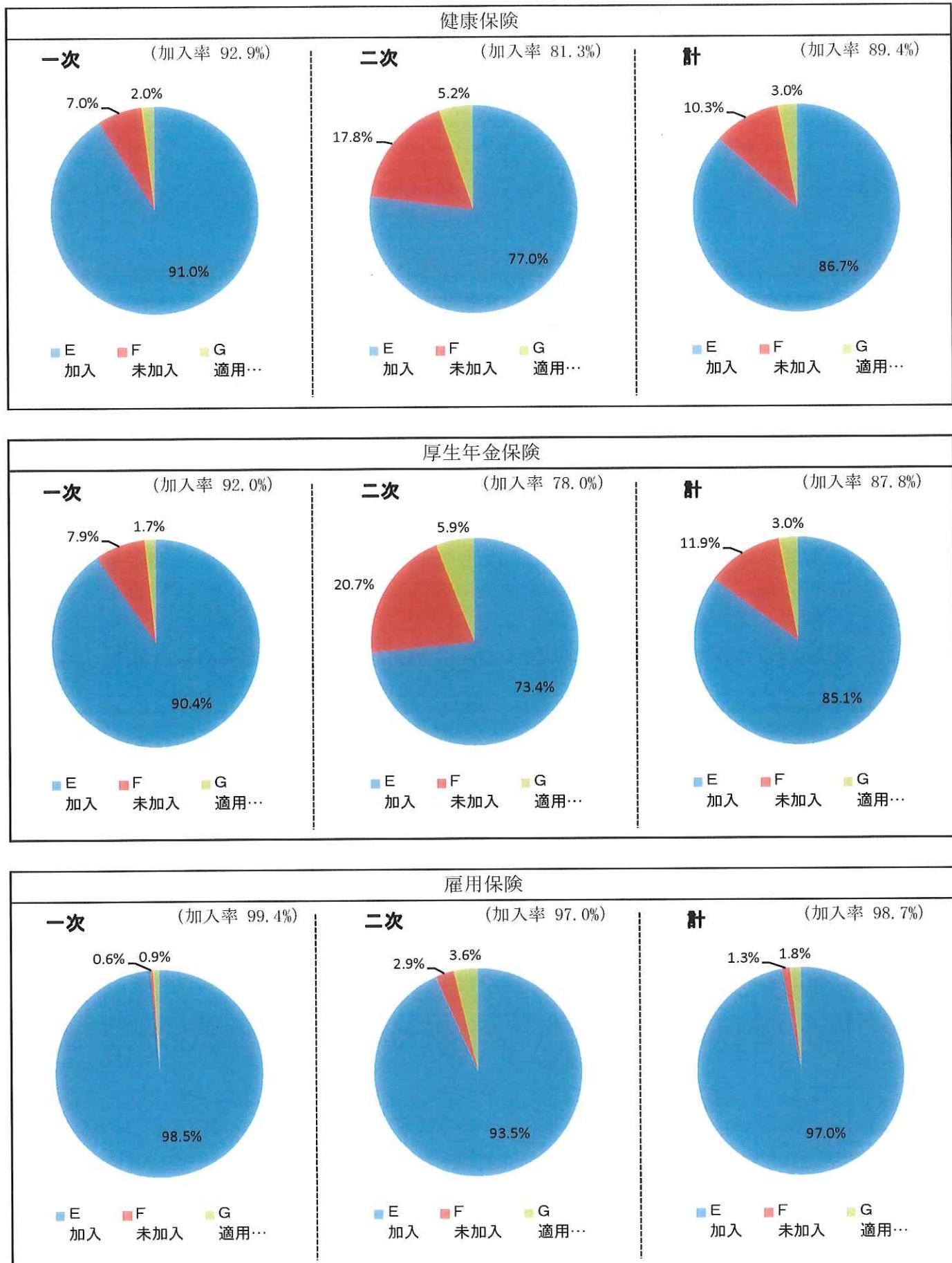
会員企業数 704社

協会名	A 会員 企業数	B 支店等 会員 数 (調査対象)	C 回答 会員 数	C/B 回答率	D 協力会社 (下請数)	健康保険			厚生年金保険			雇用保険							
						E 加入	F 未加入	G 適用 除外	E 加入	F 未加入	G 適用 除外	E 加入	F 未加入	G 適用 除外					
札幌	87社	44社	31社	70.5%	2,164	一次	1,997	134	33	93.7%	1,975	154	35	92.8%	2,124	17	23	99.2%	
函館	63社	57社	51社	89.5%	1,037	一次	947	66	229	94	83.1%	1,086	272	93	80.0%	1,351	42	58	97.0%
室蘭	101社	96社	34社	35.4%	458	一次	427	20	11	95.5%	428	21	9	95.3%	425	3	9	99.7%	
小樽	52社	50社	49社	98.0%	204	二次	161	38	5	80.9%	163	40	1	80.3%	202	1	1	99.8%	
空知	63社	59社	32社	54.2%	849	一次	820	21	8	97.5%	805	35	9	95.8%	840	0	9	100.0%	
留萌	40社	39社	30社	76.9%	275	一次	262	7	6	97.4%	260	9	6	96.7%	275	0	0	100.0%	
旭川	62社	56社	37社	66.1%	595	一次	551	30	14	94.8%	550	34	11	94.2%	589	2	4	99.7%	
帶広	76社	68社	44社	64.7%	744	一次	591	135	18	81.4%	586	146	12	80.1%	722	12	10	98.4%	
釧路	56社	44社	35社	79.5%	640	一次	544	87	9	86.2%	537	98	5	84.6%	634	5	1	99.2%	
網走	63社	61社	30社	49.2%	879	一次	831	23	25	97.3%	823	31	24	96.3%	864	4	11	99.5%	
稚内	41社	41社	24社	58.5%	221	一次	192	20	9	90.6%	193	22	6	89.8%	220	0	1	100.0%	
総計	704社	615社	397社	64.6%	3,773	二次	2,907	670	196	81.3%	2,770	781	223	78.0%	3,528	108	137	97.0%	
					12,177	計	10,555	1,258	364	89.4%	10,367	1,443	367	87.8%	11,808	155	214	98.7%	

平成24年6月現在の会員名簿による企業数

※加入率は適用除外を除いたもの

## 社会保険加入状況(道協会集計)



北建協労発第 4 8 号

平成 25 年 9 月 27 日

各地方協会 会 長 殿

一般社団法人 北海道建設業協会

会 長 岩 田 圭 剛  
(公印省略)

建設業関係技能労働者への適切な賃金水準の確保等について

標記については、平成 25 年 4 月 4 日付北建協労発第 4 号等で貴職に通知したところであり、また、全国建設業協会や当協会においては今春、公共事業の適切な執行に関して緊急決議を採択したところです。

今年度の公共工事設計労務単価の大幅な伸びについては、人手不足対策や社会保険加入促進など政策的配慮からなされたものとされていますが、当協会としても、その趣旨をしっかりと受け止め、適切な賃金水準の確保や社会保険の加入促進につながるよう努めていると考えます。

来年度の公共工事設計労務単価設定の基礎資料となる公共事業労務費調査が近々実施される予定ですが、貴職におかれては、今回の設計労務単価の伸びの趣旨が生かされるべく技能労働者の賃金や福利厚生面での改善がなされるよう、また、今年度の調査の円滑な実施に向けて適切な対応がなされるよう、改めて会員企業、協力企業等に対する周知・指導方、よろしくお願ひいたします。

## 法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等による 社会保険未加入対策の更なる推進について(北海道地方協議会・申し合わせ案)

第2回北海道地方協議会の開催に当たり、これまでの全国協議会における申し合わせを踏まえつつ、法定福利費の内訳明示に係る標準見積書を活用した社会保険未加入対策の更なる推進について、以下のとおり申し合わせます。

### 一. 法定福利費の内訳明示に係る標準見積書を活用する趣旨

- 私たち行政・元請企業・下請企業・建設労働者等の関係者は、この取組が、「就労環境の改善を通じた建設労働者の確保」と「事業者間の公平で健全な競争環境の構築」を目的に、保険料本人負担分とあわせて、法律上必要な費用を流すだけに過ぎないという認識を改めて共有します。

### 二. 標準見積書の活用等による法定福利費の確保に向けた関係者の具体的な取組

私たち関係者は、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を下請企業から元請企業に対して提出する取組をより着実に進めていきます。

- 元請企業は、社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインに基づく下請企業への指導を一層徹底するとともに、下請企業との契約に当たって、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう働き掛け、提出された見積書を尊重します。
- 下請企業は、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を元請企業に対して提出して算定根拠を適切に説明し、適正な法定福利費が確保されるよう取り組むとともに、自社及び外注先の技能労働者を必要な保険に加入させるよう積極的に取り組みます。
- 北海道開発局及び北海道は、主な民間発注者団体、市町村等に対し、標準見積書の活用等による法定福利費の確保を含め、社会保険未加入対策の推進に係る取組を実効あるものとするための働き掛けを積極的に展開します。

### 三. 加入促進計画の着実な実行

- 社会保険の加入促進に関する取組の輪を団体から会員団体や会員企業、関係する会社に広げ、さらにそのトップから担当者まで理解を深めます。

平成25年10月30日  
社会保険未加入対策推進北海道地方協議会